# 参考資料

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋) 「平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕	○介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(抜 [平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号]
目次	目次
第一章 総則 (第一条—第三条) 第二章 訪問介護 //中級	第一章 総則(第一条一第四条) 第二章 訪問介護
くややく はんそ (第八条―第三十九条) 第四節 運営に関する基準 (第八条―第三十九条) (第八条―第三十九条)	く中略く 第四節 運営の基準(第九条―第四十二条) <中略>
第三章 訪問入浴介護 第一節 基本方針 (第四十四条) 第二節 人員に関する基準 (第四十五条・第四十六条) 第三節 設備に関する基準 (第四十七条) 第四節 運営に関する基準 (第四十八条一第五十四条) 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第五十五条一第五十八条)	第三章 訪問入浴介護 第一節 基本方針(第四十八条) 第二節 人員の基準(第四十九条・第五十条) 第三節 設備の基準(第五十一条) 第四節 運営の基準(第五十二条—第五十九条) 第五節 基準該当居宅サービスの基準(第六十条—第六十三条)
<留中>	<磐中>
第一章総則	第一章総則
(趣旨) 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項 第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居 宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
<留中>	<毀中>
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
<ul> <li>■ 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</li> <li>■ 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</li> <li>■ 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をしょ。</li> </ul>	<ul><li>一 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</li></ul>
。 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が 基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えると 当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。	居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基より算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。 はたいせい ジュージ かんしょ かんしょ しゅんしょ ジュージャ ロージュージ かんしょ かんしょ いっぱん はい
<ul><li>■ 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</li></ul>	■ 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
<ul><li>★ 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</li><li>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</li></ul>	<b>四</b> 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

の問者 様二一を 出版の 問題に 問題に 言言 「われる 注意の申請 (厥) (指定居宅サービス事業者の指定の要件) 第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。 ただし、判 (昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所 診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三 薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により 看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係え

# 四个 計 Ϊİ

# #

# の基準 阿里

又込始

5、利用申込者プ その他の利用申込 当該提供の開か

めそ

らなにめらかにある行う

- 際し、あり (等の勤務の - して説明な

に員付 始護交

問書

訪文

要し

八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に対し、第二十九条に規定する運営規程の概、スの選択に資すると認められる重要事項を記用申込者の同意を得なければならない。

**半人条** | 様にない | ボスタご

(内容及び手続の説明及び同意)

8

訪問介護

基準

運営に関する

第四節

# 家択者 はス用 又ビ利 0 日中込者 つサート ついて利 あらかじめ、利用申 その他の利用申込者の 当該提供の開始につ きる限り書面により得 らに察し、 あの体制その すを行い、 当を行い、 ぎは、できく e供の開始が (等の勤務の けして説明を 当該同意に (内容及び手続の説明及び同意) 「九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提 に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員 管すると認められる重要事項を記した文書を交付 同意を得なければならない。この場合において、 第族に はその家 者のサー について [ ※]

# 文書で合 る文つ場 よ該あの に当でこ 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項 書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を行 に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す 次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することがで において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 にたなな 当該女書 にあった

# $\checkmark$ 処理組織

# 項用受計 算ル 4 1 電フ に称る。 用之 (族の使)(機に備) 溪潭 6 1 1に掲げるもの 2利用申込者又はその 9の使用に係る電子計 ログを スはr 筆機? 母橋? 111111111 ち子し ) 力法のうす 引に係る電子 引じて送信 [ (用する) (の使用) (線を通) を使)業者の言言 **事** 闽 電子情報処理組織イ 指定訪問介護事とを接続する電気通記録する方法

# (9年) (1年を) (1年を) (1年を) (1年を) 重族提る えられたファイルに記録された前覧に供し、当該利用申込者又はそ寅を記録する方法(電磁的方法にてはてては、指定訪問介護事業者の使用では、指定訪問介護事業者の使用 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備え、気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧、る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項目の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあってほに備えられたファイルにその旨を記録する方法) 電係る機 日をにけ算

# Ŋ **\** £ Ü 礟 記法 に方 実る を確がたする 事項をを 定のも 1 2 5 にたい記録 :準ずる方法( )重要事項を言 0 Ŋ 当当の NU ると含み NY クフ スる デ製イサ 光鸝 クク スも 気ディーの物を 磁き E 11%

# を作成 蛐 K **1** 4 IJ رک Ŋ 3 ルへの記録を出力す $\checkmark$ 1 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファすることができるものでなければならない。 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信し込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信に表表をはるの家族の使用に係る電子計算機とを電気通信によるでは、

利用

#8 間介護事業者の使用に係る電子計算機と、回線で接続した電子情報処理組織をいう。(の重要事項を提供しようとするときは、こればある電磁的方法の種類及び内容を示して、 一頃( る茨( 52 \$二項の規定により\$ \$族に対し、その用v 身なければならない。 指定訪問介護事業者は、第二項の規定 当該利用申込者又はその家族に対し、 電磁的方法による承諾を得なければな n & X など、多米

単に

ζ

2

# 定訪問介護事業者 方法のうち指 アイルへの記録の方式 に規定する Пþ

0

**₩** 10

が使用す

文とだ 様からあるした。たい。ただ 一の後にいるない。 た後に、当該利用申込者又はその去による提供を受けない旨の申出電磁的方法により提供してはなら合は、この限りでない。 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た行は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法は、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電は当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合に 事 スだ、 ば、 選、 選 **6** 書きし 又は、 核にを

# 供拒否の禁止) 漏

指定訪問介護の提供を拒んではならない。 **~** 当な理由な 띰 者は、 業 曲 定訪問介護 7世 巛 紙

[の規定] (得イ、) -る方法 -な方法 きるる。 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を行に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することがでいたおいて、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 0  $\checkmark$ 

算が 計イン 電フ に称る。 用え (族の使)機に備え 溪潭 はその質電子計算 XB る込にも者係 に掲げ、利用申込の使用に ログを 又算受け機信 電子情報処理組織を使用する方法のうち イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子 とを接続する電気通信回線を通じて送信し 記録する方法

機に

る家る係

录された前項に規定す 核利用申込者又はその 5法 (電磁的方法によ 引介護事業者の使用に 錄該方問 に、すば記当る形 子計算機に備えられたファ A者又はその家族の閲覧に ファイルに当該重要事項を 申出をする場合にあっては の旨を記録する方法) □ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子 重要事項を電気通信回線を通じて利用申込 族の使用に係る電子計算機に備えられたフ 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申 る電子計算機に備えられたファイルにその

すのよぶ 匒 <u>ال</u>

て方 76 記録され に交 [を確実] |ものを3 単項と の録 定記 1 49 より 事 場 に要 法重 方る 準ずる 規定する NN におられて当事  $\stackrel{\neq}{\sim}$ かんと 1 V ロる ゾイー・「バイー・」 رب ر る、シングを含め、 K tu 「森気ディンストリングランス」といっていいがい。 ||お法

文書を作成 10 4  $\mathbb{Z}$ ريـ IJ ルへの記録を出力する  $\checkmark$  $\mathcal{V}$ 族がフ

利用 系る電子計算機と、利用 級処理組織をいう。 是供しようとするときだ 均方法の種類及び内容を [を提供] |磁的方法 ↑護事業者の使用に係る 線で接続した電子情報処 規定する重要事項を提供 いる次に掲げる電磁的方 指定訪問介護事 覧気通信回線で表 第一項に規定するの用いるが その用いるが さらない。 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がこすることができるものでなければならない。 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定記込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、そのし、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならた

60 10 用す、 者が使り 継 問介護事 二項各号に規定する方法のうち指定訪

# ファイルへの記録の方式

電族込 スの用る家里 )家族から3 ]申込者又(i :だし、当計 それの用が、 月申込者又はそのときは、当該利にはならない。でない。 雙事業者は、当該利用申い目の申出があったとき然的方法によってしてはなり方法によってしてはした場合は、この限りて 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護法により電磁的方法による提供を受けない、第一項に規定する重要事項の提供を電磁、その家族が再び前項の規定による承諾をし o 的 対 又

# (提供拒否の禁止)

定訪問介護の提供を拒ん 正当な理由な 指定訪問介護事業者は、 第九条

介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、の必要な措置を速やかに講じなければならない。 (サービス提供困難時の対応) 5十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護 1当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。 護を提供することが困難であると認めた場合は、 1当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必

被保險者 載な 場合は、その者の提示する被保険者期間を確かめるものとする。 質に規定する認定審査会意見が記載 是供するように努めなければならな **介護の提供を求められた場合無及び要介護認定の有効期間に、法第七十三条第二項に** 動して、指定計問介護を提供 (受給資格等の確認) 第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証 されているときは、当該認定審査会意見に配慮

、要介護認定を受けていない利用申認し、申請が行われていない場合 う必要な援助を行わなければならな し確よ ↑護の提供の開始に際し ○れているかどうかを確 こ当該申請が行われるよ (要介護認定の申請に係る援助) トニ条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介 皆については、要介護認定の申請が既に行わ 当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに **第**込は 十名。

するサービスを含む。)が利用者に対して行われ 認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け されるよう、必要な援助を行わなければならな :れに相当られ、要介護部 は、要介護部 |前にはなさ 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(こていない等の場合であって必要と認めるときはている要介護認定の有効期間が終了する三十日い。

当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握 、護の提供に 養支援等の事 サービス担 1の保健医療 (心身の状況等の把握) 第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支注 生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサー 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の に努めなければならない。

その他保 艸 业 支援事 (居宅介護支援事業者等との連携) |十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介 |医療サービス又は福祉サービスを提供する者

<u>i</u>切な スメ トー遍河 に対し、政医療サー 護を提供するに当たっては、居宅介護支援 ・との密接な連携に努めなければならない。 と供の終了に際しては、利用者又はその家族 護支援事業者に対する情報の提供及び保健 ・努めなければならない。 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提 「を行うとともに、当該利用者に係る居宅介 「祉サービスを提供する者との密接な連携に 掌宿 第健 2指は

# の振助)

護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則
・規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しない
居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する
1定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるこ 洋着に関する情報を提供することその他の法定代理受領 がばならない。 (法定代理受領サービスの提供を受けるための:第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則 ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居写 旨を市町村に対して届け出ること等により、指定記 とができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者

「施行規則第六十四条第一号へ及び二に規定する計 該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければなら 画点 --ビス計画に沿ったサービスの提供) 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計 以下同じ。)が作成されている場合は、 (**RR七十** 第十六条 注 国を合む。 じない。

# (居宅サービス計画等の変更の援助)

常訪 5所が通りな指定。 1な指定。 -への連 -ビス提供困難時の対応) ・指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が、 はサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指、 提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への) は他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 | 十 | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* | \*\*\* 第時 問絡

艸 との者の提示する物 いめるものとする。 いるときは、当該認 定訪問介護の提供を求められた場合は、その 定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ (受給資格等の確認) 十二条 指定訪問介護事業者は、指がによって、被保険者資格、要介護認が 半に

該認 されている 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載さターラLに配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 幯 N

用合ら を受けていない利用するれていない場合するれていない場合を行わなければない S定を受け 情が行われ き助を行われ 要介護認2 3し、申請な 5必要な援9 指定訪問介護の提供の開始に際し、 が既に行われているかどうかを確認 て速やかに当該申請が行われるよう 要介護認定の申請に係る援助) 三条 指定訪問介護事業者は、指 については、要介護認定の申請が 当該利用申込者の意思を踏まえて (**関小護認が 十二条** 指対 者についてに 当該利用申 **第**公 十 率

い行われいなみけいななけいななけ て者な 含む。)が利用者に対して 青が、遅くとも当該利用者 要な援助を行わなければな 含請要 hに相当するサービスを合 . 要介護認定の更新の申請 前にはなされるよう、必要 :者は、居宅介護支援(これ) らって必要と認めるときは、 | |効期間が終了する三十日前| 2 指定訪問介護事業者 ていない等の場合であっている要介護認定の有效い。

者厚心な (心身の状況等の把握) 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業> が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年」 生省令第三十八号)第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者のA 身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め7 ければならない。

その色 事業者

な又 切ス で一遍ど に対し、医療サー (居宅小護支援事業者等との連携) 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援3 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族は指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健ほは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受値サービスの提供を受けるための援助) 第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。) 第六十四条各号のいずれにも該当しない ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第一号へ及びニの計画を含む。以 下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問 介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に 関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならな

# の提

当該計画に沿った指定訪 合けば 鄵 7178 計画が作成され 「ドメ **ス**か **山** 画 **-ビス計画に沿ったサー** 旨定訪問介護事業者は、J もしなければならない。 指 提供] (**居化**+ (**十七条** (1)) (計一) 第問

# 五 ス計画等 4 四

当該利用者に係 合け、 る場 けービス計画の変更を希望す助を行わなければならない。 十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な 第る

初回訪問時及び利用 書類を携行させ、初D しなければならない。 証する を指導 [ ₩J<u>I</u> 等に身分示する 訪問介護員 は、これを提び (身分を証する書類の携行) 第十八条 指定訪問介護事業者は、訪 又はその家族から求められたときは、

# (サービスの提供の記録)

には、当該指定訪問介護の提供日及び内り利用者に代わって支払を受ける居宅介護・両を記載した書面又はこれに準ずる書面に 、護を提供 [ 該六項の規方 )居宅サート 第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問。容、当該指定訪問介護について法第四十一条第十一ビス費の額その他必要な事項を、利用者の記載しなければならない。

ビスの内容等を記録 より、その情報を利 供した際には、提供した具体的なサー には、文書の交付その他適切な方法に、 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提らともに、利用者からの申出があった場合に対して提供しなければならない。 **2** る る 者

# 日器

受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサーばならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理 払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内 ビス提供証明書を利用者に対して交付しなけれ

# <中配

号のいずれかに該当す 介護を受けている利用者が次の各-村に通知しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知) 第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町

要介護状態の程度を 2 4 どと 関する指示に従わないこ 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に させたと認められるとき。 偽りその他不正な行為によって保険給付 Ⅰ⊯Ⅱ

HU  $\Delta$ した ىل よろ 又は受け を受け、

# 中器

# (勤務体制の確保等)

指定訪問介護事 77 4 *K*0 HU ・し適切な指定訪問介護を提供で ておかなければならない。 第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対 業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、

当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に だなが 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業 指定訪問介護を提供しなければならない。 0 V

2 その研修の機会を確保しなければな 質の向上のために、 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資 ო

# (衛生管理等)

必要な管理を行 等の清潔の保持及び健康状態について、 訪問介護 第三十一条 指定訪問介護事業者は、 わなければならない。

衛生的な管理に努めなけれ について、 所の設備及び備品等し 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業 **2** 指定訪問 ばならない。

訪問介護 なければ 介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 スの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、 (掲示) 第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービならない。

当該利用者 合は、 る場 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望す 支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 **1十八条** 排 居宅介護 第る

种

艸 初回訪問時及び利用 書類を携行させ、初[ しなければならない。 問介護員等に身分を証する。 これを提示すべき旨を指導 訪 ť (身分を証する書類の携行) 第十九条 指定訪問介護事業者は、 又はその家族から求められたときは

# ービスの提供の記録) ŧ

· 子 一 一 一 一 次が 及居る **第二十条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける例サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ず、記載しなければならない。

錄利 を報 、スの内容等を ・り、その情報 र्ग न्स は体的なサート 値切な方法にJ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具たとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適いに対して提供しなければならない。 **3** を 基の を

# 

(保険給付の請求のための証明書の交付) 第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

# <中閣

**(利用者に関する市町村への通知) :二十七条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当す、 :合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 第二 10

要介護状態の程度 2 IJ  $\Delta$ 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないこさせたと認められるとき。 | | | | | | |

4) た  $\angle$ ىل 又は受けよう 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、

#10

# 中器

rΩ 4 *K*0 がな رک (勤務体制の確保等) :三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供すること :訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 第定

N 卡 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、 指定訪問介護を提供しなければならない。 NY

 $\Omega$ その研修の機会を確保しなければな 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、 ო

#1 P とが、 IJ 者及びその家族が共に健やかな生活を送る る事項をその内容に含めなければならない。 、利用法に関する 前項の研修には、利用者の尊厳を守り 、利用者の人権の擁護及び虐待の防止 2 4 4

3

必要な管理を行 について、 等の清潔の保持及び健康状態 訪問介護 第三十三条 指定訪問介護事業者は、 わなければならない。 (衛生管理等) 第三十三条 指症 紙

衛生的な管理に努めなけれ 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、 2 指定訪問介護事業者は、 ばならない。

訪問介護 なければ (掲示) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示 | ならない。

の楽 P せ × 神 田 た利) 命 2 独 य の業務 \$ がな -な単 汌

その夢ない。 2, くな な理由がなく 当 離 正参 ,鮰 者がな措 だ要 ング Ð 3 fの従業者、 がないよ 所と 業に 事中 (秘密保持等) 第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、 族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

易合は利用者の)得ておかなけ 場り いだるよ 甲軸 を文 報め |人情 固ら 6 48 押 用冬 利意 において、 1該家族の同 宗载 議は バス担当者( :用いる場合 、サービノ情報を 3 指定訪問介護事業者は、 同意を、利用者の家族の個、 ればならない。

の内に Y こおいては  $\widetilde{\mathbb{Q}}$ 邺 10 ぞか  $\mathbb{H}$ 14 業所について 1 介護 定訪問 (広告) 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定記が虚偽又は誇大なものであってはならない。

# の禁止)

6 棒の てな しは 対でし 有事 用供 利を が発 対の र्ग ग 者 産 業財 の徐 はそのか ス点 者金 业 事じ 接し K Y (居宅介護支援事業者に対する利益供与の報:三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護業者によるサービスを利用させることの対償 無事

族からの苦情に迅 を講じなければな 溪삘 びその領要な措施 及必 者の 東海 利る Nofe 係置 に説 達を  $\Leftarrow \Box$ 記記記記 | めの窓| 指た 提供した そけ付ける (**若情処理)** 第三十六条 指定訪問介護事業者は、: かつ適切に対応するために、苦情を受( ない。 しなければな を記録 [ 情の内容等 扯 崧 汌 だに  $\triangleleft \Box$ 鄵 2 付け、 図 前項の苦情を 指定訪問介護事業者は、 ŝ

文利に書用お ら大びが利  $\langle \Box$ ) 市町村が行う さに応じ、及び 言を受けた場合 り会言 よ照助 にはは 据し、道で、文文文 介護に関し、法第二十三条の規 該市町村の職員からの質問若し するとともに、市町村から指導 を行わなければならない。 介該 中多 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力いては、当該指導又は助言に従って必要な改善

しな  $\mathbb{H}$ 報 IJ ·市町村 14 伱 の内 舢 前項の改 には、 ÍΠ 驱 2  $\mathcal{C}$ ₩ Ž 市町村からの求め 定訪問介護事業者は、 4 指定訪問介記ければならない。

連体保を 体団康善 険保民な関係健议 健康保証 | 日度健康化に、国国にの必要が 民国もつ にに力は関邦予助 苦エに導情項協又 の策査指 ら条調該 者十号、江の田の河南 用回三世 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問 合会(国民健康保健法(昭和三十三年法律第百 連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十 険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた 行わなければならない。

伱 の改善の 前項 には、 ŲП 鄵 4  $\mathcal{C}$ の求めがあ 金から 連合をない。 |民健康保険団体近 |-しなければならが 围 指定訪問介護事業者は、| 民健康保険団体連合会に報・

る事 する 関す に落 -指定訪問介護( 1の市町村が実加 無したがあるの 誤業 はずる て行 C 16 た助 に当じて接回 資及 運該 0 が相 継 事者 (地域との連携) 三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その 用者からの苦情に関して市町村等が派遣する に協力するよう努めなければならない。 第利業

. 삞 合なな指 遍數 ため \_ 進に 対対発 事ら り行 よを に絡 供運 引介護の提( :業者等に速 院訪問( 支援事) :対する指, 居宅介護: (事故発生時の対応) 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者の 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係え を講じなければならない。

S なければな について記録 った処置 て採 び事故に際 皮 前項の事故の状況 指定訪問介護事業者は、 **2** ない。 流

 $\sqrt{\Box}$ た場 ک  $\mathbb{H}$ 事故が発 かく f 賠償 2 4 IJ 世 定訪問介護の提 定訪問介護事業者は、利用者に対する指 害賠償を速やかに行わなければならない 指旗 **m** ₩

4 XX 神 利用 \* 命 2 升 म ・の業務. \$ がな な理由 汌 出 # 神 の従業行 事業所( ない。 達ら **啓保持等) 5条** 指定訪問介護 啓を漏らしてはなら (教務保証) 第三十五条 30を終密を測 紙

6 |な理由がな< |じなければが **無** 票 正参 . 鼬 者が、な指 た要 ン対 ₩ 3 fの従業者 がないよ 所と 継り 事す 介濃 問念 |定計||秘密 数指が抜り 当家 はそ 者は 指定訪問介護= :知り得た利用= る簽

号合は利用者の | 得ておかな! 湯り 用いる 書によ 報を一番を入れ 入情かに のも 艸 用冬 利意 詳において、利 自該家族の同語 宗衆 議は ⟨₩ ⟨□ **岩** 、ス担当 用いる 河谷 は個 者の 業族 事 ※ '定訪問介護事 、利用者の3 2 **3** 指列 回前を、 ればない

湬

の内 P においては、 ⟨□ 鄵 10 p *1*H  $\exists \Box$ 14 にしいて 業所 **+** 灩 失 噩 指定語ない。 者は、はなら、 事がつい 達あ 今で 間の 討ち (広告) 第三十六条 指定部 3虚偽又は誇大なも 第が

# 뷖 괚 援事

四

定な 持る てな しば 女で 有字 用供 利を 、相 心剤 対の शुज **岩** 産 業財 、その従う・の他の見 文は、出名な 者金 継 **帯**じ 接し マ文 **(与の禁)** |宅介護] |の対償。 集居と **「る地林** (神子は、) (中のに) になず、 機事業活用を 地田かれ 个参 **帯** 説 説 説 え に ズ 但」 支指寸 (**居宅小護** | 十七条 | 1 | 2者による 川辮 第事

速ら

 $\Omega$ 

速な 迅ら N 75 情ば ξ族からの苦∱ :講じなけれい 家を の置 びな描述 及要 者が 東等 利る Noto 孫置 に設 |分離に 3定訪問、 めの窓1 た指うるため 提供にけんで はをは、受 神青 業批 難に 指定訪問介書対応するためは (**苦情処理) 第三十八条** 指かつ適切に対応

なければな \_ 記録 *1*H 糠 の内容 井浦 崧 汌 には、 <Π 受け付けた場 *M* 前項の苦情 Ħ 艸 事業 攤 指定訪問介 01 24

書用お る文でが ÍΠ 市町村が行うに応じ、及びを受けた場合 り会言 規し導 事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の計出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指えて財言に従って必要な改善を行わなければならない。 お 指定訪問介護事 その他の物件の提出 者からの苦情に関し いては、当該指導又

کہ  $\mathbb{H}$ に整立 ·市町村( 16 善の内容 改 前項の記 には、 ďΠ 驰 2  $\mathcal{C}$ の水めがあ 市町村から Ħ 艸 业 #

連を連け 経保険団体連合会を経験団体連合会を経験団体連合を経済で行わない 康田康善 民保民な健険健改 国東国要 て健 し民にて | | 苦情に関 | 五項の国 | ったとともい | 言に従って 川用者からの苦 等四十五条第五 調査に協力する 然指導又は助言 る)の当利策調談 監訪問介護/ は第百九十二 第一項第三 において 野業者は、根 | 険法(昭和三 | が行う法等 | 導又は助言者 4 指定訪問介護事ければならない。 5 指定訪問介護事合会 (国民健康保険いう。以下同じ。) 合会から同号の指導かばならない。

舢 改 前項( には、 ĮΠ 驰 た  $\mathcal{C}$ の求めがあ 合余から 近体連合会 ならない。 **!康保険**! :ければ 民健 しな[ 国告 は、だい、といる。 業合 事世 護体 介団 問険 説保 定康 指触 **७** ⊞

用に 型業 る事 する に陥 護実 介が a定訪問() )市町村() たした指記の他の下 供を 農業 . 曲 はろ で行 C 49 に当たい接助がび接助が 営及 運該 業の済 - 0事で き者は、その さが派遣する っない。 業等ら **この連携)**  指定訪問介護事業 指に関して市町村等 でう努めなければなら (地域との通 第二十九条 指 語からの苦情に 第カウラステクタ 第岩協

# 長 衣

卡多 合は、な指記 場要 とが 生だ 事故が発うととも( り行 4 % に絡 の提供に等に連絡 護者 定訪問介言 支援事業? る指別で 対手を完め ng w **岩** 係 用心 判者 は、対判利用 **岩談** 事 業 派 |者の家t |でない。 噩 (事故発生時の対 第四十条 指定訪問 町村、当該利用者の 講じなければならな

 $\Omega$ なければな ついて記録 Ń 鮰 巡 \* 5 ريـ 7  $\Box$ び事故に際 前項の事故の状況及 Ħ 艸 継 ሑ 定訪問介護 猫 

鄵 \* ز 事故が発 HU べか 讏 船 2 4 N **半** 定訪問介護の提 事業者は、利用者に対する指 やかに行わなければならない |定訪問介護| |害賠償を速<sup>5</sup> 指損 m H

ďП

指定訪問介 **P** 4)  $\Delta$ 10 区分す 16 に経理 指定訪問介護事業所ごと( 区分しなければならない。 (会計の区分) 第三十八条 指定訪問介護事業者は、:の事業の会計とその他の事業の会計を

# <中配

# 訪問入浴介 計

紙

# 基本方針 第一節

# (基本方針)

が問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力にう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者のものでなければならない。 訪そよる をきるな図る、の図 第四十四条 指定居宅サービスに該当づ、要介護状態となった場合において、応じ自立した日常生活を営むことができ身体の清潔の保持、心身機能の維持等等

# 人員に関する基準 門

無

(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。) が当該事業という。) ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当て「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとお (従業者の員数) |四十五条 指定訪問入浴介護の事業を行う者 |行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」 |る従業者(以下この節から第四節までにおいてとする。 第をたり

看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上
方護職員 二以上
前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準等のサービス等基準第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護(指定分護・20回事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

/定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ (管理者) 四十六条 指定訪問入浴介護事業者は、指理者を置かなければならない。ただし、指問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又ができるものとする。 四理問が 第管訪と

# る基準 に関す 設備 第三節

# (設備及び備品

国名 :の運営を行うために必要な広さを有する専用の区] 等の設備及び備品等を備えなければならない。 業情

受け、かつ、指定訪問入 めに運営されている場合 する基準を満たすことを |入浴介護事業者の指定を併せて受けとが同一の事業所において一体的に九条第一項に規定する設備に関すさせみなすことができる。 第四十七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問. 浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業については、指定介護予防サービス等基準第四十ちって、前項に規定する基準を満たしているもの 問業

# 基 16 に関す 阿里 第四節

# (利用料等の受領)

**₩** |X|16 に経理  $\Delta$ :訪問介護事業所ご しなければならな! 定分 **新冈** ₩ は計る 事業者!業の会計 小護(の事) 指定訪問/ Fとその他の | (**会計の区分)** | 第四十一条 指定 | の事業の会計とそ

# #

# 訪問入浴介 雪雪

# 基本方針 焐 胀

# (基本方針

11 G のる利 いっ。) その有・ よった、 第四十八条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」といは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、、「応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことに、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

# の基準 皿 マ 二郎

業当な (以下「指定訪問入浴介護事業者」という。) が当該事という。) ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供にて「訪問入浴介護の提供にて「訪問入浴介護従業者」という。) の員数は、次のと **の員数)**: 指定訪問入浴介護の事業を行う者( 所(以下「指定訪問入浴介護事業所」 (以下この節から第四節までにおいて 業所 (**済帯地の 第四十九条** を行う事業 たる従業者 りとする。

という。 「看護職員」 において の章( (以下に 看護師又は准看護師 介護職員 二以上

# 

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項の指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準第四十六条の指定介護予防訪問入浴介護の事業とおにおいて一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第四十九条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

管訪と の定と 指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 記記問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する 指指又 (管理者) 第五十条 指定訪問入浴介護事業者は、 理者を置かなければならない。ただし、 問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 ができるものとする。

# 基準 e 設備 三

用の区画を ★ 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 (設備及び備品等) 第五十一条 指定訪問 するほか、指定訪問入 無

 $\prec \triangleleft \Box$ i 注 い る 場 を や も り かり、指別でおれていまからなった。 けにを消滅運 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受い浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的については、指定介護予防サービス等条例第五十一条第一項に規定する設備の基準で、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

# 6 軍軍

# (利用料等の受領

:提供した !用基準額 'を受ける 旨定訪問入浴介護を摂 号宅介護サービス費用 除して得た額の支払を な当する指5 覧に係る居写 3額を控除 [ 負サービスに該当 ご訪問入裕介護に 貸サービス費の名 注理受領サー は該指定訪問記字介護サー <del>八</del>理 当里 第四十八条 指定訪問入浴介護事業者は、法定際には、その利用者から利用料の一部として、から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われるものとする。

た際に、 [との間 きを提供した 利基準額。 強 水 当しない指定訪問入浴 に係る居宅介護サービ 負サービスに該当 E訪問入浴介護は ぎならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領の利用者から支払を受ける利用料の額と、指定に、不合理な差額が生じないようにしなければ、

ÍΠ 剩 77 行 Ű. 定訪問入浴介護 において指述  $\widetilde{\mathcal{H}}$ 迎 域以外の地域の ო ⊞

らかじめ、利用 を得なければな は、あいの同意 て者 ##に当たっ、 がい、利用を に係る費用 ミタサービスの提供 について説明を行 槽水等に 額に係る び費用に 槽額 3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を用者から受けることができる。
- 利用者の選定により通常の事業の実施地域のそれに要する交通費
こ 利用者の選定により提供される特別な浴槽
4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 又は名ない。 4 を ひ

.の沃 衶 Щ  $\overline{*}$ 7 4 3 fo に資 スは悪化の防止 介護状態の軽減 (指定訪問入浴介護の基本取扱方針) 第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介態に応じて、適切に行われなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、自さってに、図らなければから、

业 の改 ψ IJ 괲 行い、 質の評価を 6 る指定訪問入浴介護( 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供すらなければならない。

10 かか 0 ¥ **1** 4 IJ 3 IJ رير 10 次に掲げ の方針は、 入浴介護 (指定**訪問入浴介護の具体的取扱方針)** 第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問.

퍃 熈 びその置かれている 皮 語 쌲 者の心身の状況 に利用さ 괲 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、 を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する

族 ・0巻 又はそ 押 利用 ک  $\Delta$ 買う。 ≦に行うことを旨 ∶うに説明を行う 総切丁寧いやすいよび

لدٌ ナヤ  $\mathcal{C}$ **₩** 適切な介護技術を 介護技術の進歩に対応し、

Nにつき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うもの、の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安り身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、% し、サービスの提供方法等について、理解しる 馬指定訪問入浴介護の提供に当たっては、グスの提供を行う。
 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問したし、これらの者のうち一人を当該サービスの定していること等から、入浴により利用者の身合においては、主治の医師の意見を確認した。 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問に、これらの者のうち一人を当該サービスにしていること等から、入浴により利用者のどにおいては、主治の医師の意見を確認した。

の使用でしてい I品の使」 につい、 、その他の用品の他の用品の他の用品に  $\mathbb{H} \, \psi$ 器具 器、 歌備、清備、1 1いるi 、る設f に開発する の提供(体に接) **サ**用用 定訪問入浴介護の提供に当たっては、 安全及び清潔の保持に留意し、特に利 ・ービスの提供ごとに消毒したものを使 指です **エ**際は、

急が 海状の 事業者 7 に利用者に対 間入浴介護事 き討 と定 が護の提供を行っている 師又はあらかじめ当該指: :じなければならない。 三訪問入裕入 1主治の医削 2措置を講り (緊急時等の対応) 第五十一条 訪問入浴介護従業者は、現に指定 変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに 定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な

定 あ。 る。 類及び指別 ものとする 者の管3 に行う。 記記問入浴介護事業所の従業 の把握その他の管理を一元的 指说 - は、 1 施米が **(管理者の責務)** 第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者/ 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実/ 紙

HU 十 を薄 この節の規定 N 神 定訪問入浴介護事業所の従業 笳 当戮 業所の管理者は、 を行うものとする 指定訪問入浴介護事 ため必要な指揮命令 10 N ⇒

た額る し欒け 供基受 でを提出を提出を表して おから :該当する指定訪問入浴介護:護に係る居宅介護サービス引の額を控除して得た額の支 第五十二条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護りから当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の含めのとする。

たと きを提供した 利基準額と 強 大 間入浴グサービン 当しない指定訪 に係る居宅介護 定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護| 合理な差額が生じないようにしなければならない。 指定, つ利用者か 不合理 00

る費用の額の支払を利用者か 次に掲げ 二項の支払を受ける額のほか、 温 指定訪問入浴介護事業者は、 けることができる。 区 **m** 🖒

平

る費用の額の支払を

次の各号に掲げ

額のほか、

10

気け、

枌

を介 こおいて指定訪問入浴介護  $\widetilde{\mathcal{H}}$ 逆 り通常の事業の実施地域以外の地域の、 よ費 利用者の選定にのそれに要する交通

ÍΠ

鄵

7

用な らかじめ、利用 でを得なければな 当たっては、あら 利用者の同意を 洲 れる特別な浴槽水等に係る費用 前項の費用の額に係るサービスの提供に当 ビスの内容及び費用について説明を行い、 - 利用者の選定により提供され 4 指定訪問入浴介護事業者は、前当者又はその家族に対し、当該サービンらない。 4 を ら

利用 7 4 *1*0 資 IJ の要介護状態の軽減又は悪化の防止 (指定訪問入浴介護の基本取扱方針) 第五十三条 指定訪問入浴介護は、利用者の要 熊に応じて、適切に行われなければならない。

S X W 业 の改 N Ü 垩 を行い、 の評価を 指定訪問入浴介護の質 10 この提供する 8 事業者は、 2 指定訪問入浴介護なければならない。

p 6 ÷ **1** 4 N 2 IJ رک **1** に掲げる 次 の方針は、 **問入浴介護の具体的取扱方針)** ・訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護 (指定訪問 5五十四条 第る

퍃 鹏 ている 及びその置かれ 招 쌲 に利用者の心身の状況、 と。 実え 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、 ほえ、必要なサービスを適切に提供する 쩚 14

 $\bowtie$ ≁  $\boxplus$  $\overline{\mathbb{R}}$ ید کہ A) ), J 定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 ービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 猫

ナヤ  $\mathcal{C}$ J) 切な介護技術を 澚 介護技術の進歩に対応し、 っては、 定訪問入浴介護の提供に当た、 供を行うこと。 の提 拡

لدٌ

家族(

せ

「つちの次の次のでいる。なっている。 一人及び介護職員二人をもって行うものすること。ただし、利用者の身体の状況に支障を生ずるおそれがないと認めらば員に代えて介護職員を充てることができ 員と学職 引につき、看護職員 スの提供の責任者と 日者の身体の状況等 8した上で、看護職 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問い、これらの者のうち一人を当該サービスの完していること等から、入浴により利用す合においては、主治の医師の意見を確認」 ニン三ス四とがるるの、少安場。

Ŋ の使用しついた 品の使 器具その他の用品 よその他の用品 器具 。路、 靊 に用いる設値 触する設備、 **/定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接げービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。** 指でサ  $\Box$ 五際は

Ŋ

靊 盟 N 'nΩ 4 **1** HU がな  $\Delta$ Ŋ 用する を活 制度 民 利用者が成年後 に応じ、 裍 Ϋ́ 業者は、 # 指定訪問入浴介護 なければならない。

急が 病状の活事業者な に譲 :利用者( ]入浴介言 に問 き訪 と定 ている 当数指列 間入浴介護の提供を行う、 治の医師又はあらかじめ を講じなければならない。 :指定訪! :かに主? :な措置? 題を選ぶる事が 隻従業者は、 長な場合は、〕 巨絡を行う等。 搬 (緊急時等の対応) 第五十五条 訪問入浴介護従 変が生じた場合その他必要な 定めた協力医療機関への連絡

# 理者の責務

噩 定る にが指がった。 及の 理も 者の管3 に行う。 「の従業」 一元的 寶事業所 |管理を-指定訪問入浴介護 況の把握その他の 訪問入浴介護事業所の管理者は、 申込みに係る調整、業務の実施状、 定の (管理者の責務) 第五十六条 指5 入浴介護の利用の

40 1 4 の節の規定 IJ をに 継 当該指定訪問入浴介護事業所の従 者は、とする。 管理させの。 :業所の を行う。 事令 定訪問入浴介護め必要な指揮命 指た 2 N 🕁

についっなの に掲げる事業の運営I めておかなければな 次定 に を 事業所ごと」という。 ` ب :介護] :規程] :訪問入裕/ いて「運営! b 業者は、指定 にの でにおい 、浴介護事訓程 (以下、) ご訪問入 |する規科 指定 に関 (運営規程) 第五十三条 排 ての重要事項に

Щ

の費

・事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他 通常の事業の実施地域 サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 その他運営に関する重要事項 | 二三四五六七八

\_ 備品及び会計に関する諸記録を整備 設備、 従業者、 指定訪問入浴介護事業者 (記録の整備) 第五十三条の二 指定 かなければならない。

温 る指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる ればならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する。
 を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれる
 一 次条において準用する第十九条第二項に規、
 二 次条において準用する第二十六条に規定する
 三 次条において準用する第三十六条に規定する
 国 次条において準用する第三十六条第二項に対する
 国 次条において準用する第三十七条第二項に対ての記録 OH A

規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録でする市町村への通知に係る記録 に規定する苦情の内容等の記録 で規定する事情の内容等の記録

25

--条、第二十六条及び第三十条から第三十八条までの規定。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」と「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条、浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替え (準用) 第五十四条 第八条から第十九条まで、第二十-は、指定訪問入裕介護の事業について準用する。 あるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中 中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入 るものとする。

# 10 ビスに関す 化サ 基準該当居 第五節

・るサービス(以下「基準該 「基準該当訪問入浴介護事 (以下この節において「訪 )訪問入浴介護又はこれに相当す?、当該事業を行う事業所(以下、1人浴介護の提供に当たる従業者りとおりとする。 (従業者の員数) 第五十五条 基準該当居宅サービスに該当する。 当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が、 業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問 間入浴介護従業者」という。)の員数は、次の

護子防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準第五十、浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者にいる場合については、同項に規定する人員に関する基準をさって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす - 看護職員 一以上 ・ 介護職員 二以上 ・ 企護職員 二以上 ・ 保護職員 二以上 ・ 選手該当訪問入浴介護の事業と基準該当介 ・ 第一項に規定する基準該当介護予防訪問入約 ・ 同一の事業所において一体的に運営されてい すことに加え、介護職員を一人置くことをも ができる。 介入てを 条りたと 2人よ満こ

洋酸当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事寸該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当に、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に (管理者) 五十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、 管理者を置かなければならない。 ただし、 基 基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従 事することができるものとする。 五管基事 第る該従

10 に条 とを **賃事業所**(いう。) 達し a定訪問入浴介記 ·「運営規程」≀ 者は、指 において 介護事業 下この章( | | | | | | 訪問、規程 定る 関する (**連営規程**) 第五十七条 重要事項に関

一二三四五六七八

:業の目的及び運営の方針 :業者の職種、員数及び職務の内容 :業日及び営業時間 :定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務 営業日及び営業時間 指定訪問入裕介護の内容及び 通常の事業の実施地域 サービスの利用に当たっての 緊急時等における対応方法 その他運営に関する重要事項

の図

幯

要事項

整備 に関する諸記録を 備品及び会計 設備、 従業者、 指定訪問入浴介護事業者は、 (記録の整備) 第五十八条 指3 ナればならない。

指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録をその完結の日から五年間保存しなければならない。

スの内容等の記録

次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービス(次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

った処 ريـ ٢ の記録 

# (準用)

\_111 で員 - 条ま. |介護| に十二条、第二十七条及び第三十二条から第四十一須用する。この場合において、これらの規定中「訪問2九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」のは「指定訪問入裕介護に用いる浴槽その他の設備デ 第五十九条 第九条から第二十条まで、第定は、指定訪問入浴介護の事業について簿とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十三条第二項中「設備及び備品等」とある(等」と読み替えるものとする。

# スの基 **נ**ר おサー 当用 摋 基準 第五節

当業問 (従業者の員数) 第六十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該言訪問入浴介護事] 訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事] 所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪作 入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 - 看護職員 一以上 - 看護職員 二以上

十一座箍 田国一 看護職員 一以上
 1 介護職員 二以上
 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護 (指定介護予防サービス等基準第八条第一項の基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者によりの事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第六十条第の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第六十条第に規定する人員の基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準にたいるものとみなすことができる。

事、務ず当に (管理者) 第六十一条 基準該当訪問入裕介護事業者は、基準該当訪問入裕介護事業所ごとに専らその職務に従事。 る管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入裕介護事業所の管理上支障がない場合は、 該基準該当訪問入裕介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 従事することができるものとする。

(設備及び備

(設備及び備品

t、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほ 1等の設備及び備品等を備えなければならない。 ・護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一 ひいては、指定介護予防サービス等基準第六十条第一項に規 、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことが 作って 護事業所にた で要な浴権: ・基準該当分 いる場合につ 躨にどれて 介供 業さす 第五十七条 基準該当訪問入浴介か、基準該当訪問入浴介護の提供 2 基準該当訪問入浴介護の事業の事業所において一体的に運営さってする設備に関する基準を満たすできる。 第かるの定で

十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条 及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで及条一項及び第五十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介第いて、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴事をあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の指定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「法定代理受領サービスに該当しない指定。この本籍に、方法を発ニ項中「法定代理受領サービスに該当しない指定。この本籍によるのは「基準該当訪問入浴介護にあるのは「設備」とあるのは「基準該当前日入浴介護に入入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と「し (準用) 第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条だから第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及で護の事業について準用する。この場合において、、介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるの間介護について法第四十一条第六項の規定により系額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定付」とあるのは「内容」と、第二十一条中「活用」とあるのは「内容」と、第二十一条中「記間入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「記訪り替えるものとする。

**<級略>** 

# 26

同画がで 3 を設け、 よ第と 第六十二条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設け、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。
基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者にの事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等条例第六十二条負規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこる。

过去

(準用) 案から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十二条 条から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで及び 第四十八条並びに前節(第五十二条第一項及び第五十九条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護 事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護 従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第二十条第一項中「訪問入浴介護 指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス 費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入 入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当 しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは 「前項」と読み替えるものとする。

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(抜粋) ○ための効果的な支援の方法に関する基準(抜粋) 〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕	○介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(抜粋) ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(抜粋) [平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号]
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条) 第二章 介護予防訪問介護	第一章 総則(第一条—第四条) 第二章 小護予防訪問小護
<毀母>	
第一章総則	第一章総則
(趣旨) 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項 第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第百十五条の二第二項第一号の規 定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
<毀母>	<b> </b>
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

となる費用に係る対価をいう ビス費の支給の対象 一項の介護予防サ 法第五十三条第-利用料 ı 一ビス費の支給の対象となる費用に係る対価を

一項に規定す

それぞれ法第五十三条第-

・護予防サービス そ ・防サービスをいう。

介護予防步

□ 指定介護予防サービス事業者又は指定介護指定介護子店
 □ 利用料 法第五十三条第一項に規定する介証いう。
 □ 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条の名 基準により算定した費用の額 (その額が現しときは、当該現に指定介護予防サービスに要してまた、当該現に指定介護予防サービスに要します。
 ■ 法定代理受領サービス 法第五十三条第四計談指定介護予防サービスに要します。

三里

ビス事業を行う者をいう

一項に規定する介護予防サー

紙

法第八条の

ービス事業者

介護予防サ

 二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基注により算定した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
 三 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。 三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるした費用の額とする。)をいう。 ;四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービ

兵 脈

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ とにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい IJ | 常勤換算方法 時間数で除する。 四きう。

1務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ 従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい

二号に規定する基準該当介護予防サービスをい

一項第\_

紙

\*\*

法第五十四

基準該当介護予防サービス

当該事業所の従業者の勤 とにより、当該事業所の

**右** 常勤換算方法 当 き時間数で除すること う。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

# (指定介護予防サービスの事業の一般原

# 27

に利用者の立場に立 괲 ・を尊重 び人格が 及 町 亭 6

の結逐級 (は、 地域と (の他の 保健[ FW た業 半年 にス るど 4 有顾 運防 多本分 ナービスの事業を )、他の介護<sup>3</sup> 3めなければなり 成 (で。) (別 (別) 予同携 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用サービスの提供に努めなければならない。 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下サービス及び福祉サービスを提供する者との連

# 介護予防訪問介護

# 子と

# に関する基準 阿里 第四節

単級田の発用の名割 いじめ、 (等の勤利 「して説明 祭し、あらかじ 訪問介護員等 さ文書を交付し に要し際、た 站概記 坊間介護の提供の開始 事項に関する規程の梱 かられる重要事項を記 ければならない。 護るるを (内容及び手続の説明及び同意) 第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定 申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資 行い、当該提供の開始について利用申込者の同方 前項の規定 (諾を得て、 II用する方法 :ができる。 らあった場合には、前 者又はその家族の承請 青報通信の技術を利用 こより提供することが したものとみなす。 者又はその家族からの申出があころにより、当該利用申込者又職を使用する方法その他の情報「電磁的方法」という。)によ事業者は、当該文書を交付した事業者は、当該文書を交付した 者と織「事 はなか護子防訪問介護事業者は、利用申込まる文書の交付に代えて、第五項で定めるとは数文書に記すべき重要事項を電子情報処理組まって次に掲げるもの(以下この条においての場合において、当該指定介護予防訪問介護 るに当でこ

条が、 にる 用之 の使に舗 族機 (その家) [子計算権 は電 又る **岩** 孫 車込に もの :利用! :の使) ると者 げ機信 掲載が、 ロ子に引し、 スの記憶に イ係て b用する方法のうち |護事業者の使用に |気通信回線を通じ 電子情報処理組織を使用イ 指定介護予防訪問介護子計算機とを接続する電気ファイルに記録する方法

- 計項に 3込者又 3級的方 5問介護 rイルに記録された前 に供し、当該利用申记 を記録する方法(電磁 よ、指定介護予防訪問 にられたファイル 交換の閲覧に供し 交重要事項を記録 がにあっては、指 と記録する方法) ご係る電子計算機に備えらて利用申込者又はその家族えられたファイルに当該重ない旨の申出をする場合にれたファイルに当該重ない旨の申出をする場合にれたファイルにその旨を記れたファイルにその旨を記 ■ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に 規定する重要事項を電気通信回線を通じて はその家族の使用に係る電子計算機に備え 法による提供を受ける旨の承諾又は受けな 事業者の使用に係る電子計算機に備えられ

て方 しる に交 実を | を確認 事項した 定の言記録 ₩ より-に要 法重 方る ずまるする 準規 N N におられた当時に 他心 ロムその、 ・ゲイー・「 った調製する  $\mathcal{C}$ ₩) y 49 、核 1/ NO K HU 気ディーとがから . 級リ

機を 計算網 る文書を 、る電子 ・報処理 が報処理 4 保証 N  $\Delta$ 用電 IJ の使った。 10 を出力す 事業者の で接続 ] **灩綠** アへの記録 午回 予防訪問2 電気通信[  $\checkmark$ K 達を 族がフ <u>₹</u>20 定機 指陣 , <u>1111</u> 前項に掲げる方法は、利用申込者又はそのことができるものでなければならない。第二項第一号の「電子情報処理組織」とは利用申込者又はその家族の使用に係る電子  $\kappa$ **4** 71 12

るび す及

と類 によう。 法の種類 提供的方法 多級 項電 事る 要げ 重揭 定により第一項に規定する 族に対し、その用いる次に なければならない。 規家得 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項のは、あらかじめ、当該利用申込者又はその そ示し、文書又は電磁的方法による承諾を き容  $\mathbf{r}$ 

J) 3 が使用す 予防訪問介護事業者 二項各号に規定する方法のうち指定介 アイルへの記録の方式 第フ 

こ利用者 延 4 人格; z 及 の意思 利用者( 指定介護予防サービス事業者に スの提供に努めなければならない 条ビ Ш 紙

6 4 JK 戸瀬 穀 なが、 している。 た及 当天 万辺 100 すか 避赎 運医 を健 -ビスの事業? -その他の保修 ·防サー 事業者 字ス 後し、 :、指定分 子 子 け で か で か い り か 介護予防サービス事業者は、 重視し、市町村、他の介護 との連携に努めなければな 指きる定を者 なが、大学、大学、大学、 S

療項項行は  $\sim$ ただし、病院(B 参療所(同条第二 等)第二条第十一 は診療所により ドーション若しく 人でなければならない。ただしをいう。以下同じ。)、診療所をいう。以下同じ。)、診療所三十五年法律第百四十五号)第養管理指導又は病院若しくは診介護予防通所リハビリテーシェの限りでない。 サービス事業者の指定の申請者は、法人、第二百五号)第一条の五第一項の病院を「同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和三じ。)により行われる介護予防居宅療養、護、介護予防訪問リハビリテーション、介護に係る指定の申請者にあっては、この 人を三菱 , , , ) 第四条 指定介護子法 (昭和二十三年法の診療所をいう。以の薬局をいう。以下の薬局をいう。以下なれる介護予防計問かれる介護予防計問かれる介護予防知問か所

# 四个 防制 쒸 뾆 午

# 罂 ₽

# 用の当る いじめ、利 50体制と 1を行い、 は、でき 刺そ あらか! :の勤務の , て説明? / 大説明? 、禁、 し当 (内容及び手続の説明及び同意) 5九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、 1込者又はその家族に対し、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等 1の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付 1 5提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、 2り書面により得るものとする。 第中他該限

規て方る 0 得るき |介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出がにえて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者ででで、第五項で定めるところにより、当該利用申込者に要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情がの (以下この条において「電磁的方法」という。) に、該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付し、該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付し、 と介護予防訪問分 大書の交付に代え 書に記すべき重要 で次に掲げるもの さにおいて、当該 はなななな となる。 となる。 の場合に必要します。 2と当でこ

刪

るた 係れ にる 用え の使に舗 族機 スクの家 は子計算権 又には、 这亿 **申** 田 もの 利用 つ(使) るど者 げ機信 口に掲げ子計算権し、例 は電信 又る送 イ係で ちにじ う用通 方法の著の使用の様のでは、回線を対し 電子情報処理組織を使用する方指定介護予防訪問介護事業者 指定介護予防訪問介護事業者 計算機とを接続する電気通信回 アイルに記録する方法

鰮

の家るの 前をに業のよれ業 れ又方護たは法事 録込磁間がも的に 予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電貨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 指定介護子 (事項を電祭) (毎用に係る) (を受ける (でをでする) イ子フ 日連族提使計で 要の供用

Ŋ R Ÿ 比方 実る を確立する ·定の事項を とのを交付 1 2 りし にたよい記録 "る方法! ば事項を言 権ず 716 が活 ij i 角のイグル WK 1V スる デーを 光鸝 V C K も 74 デ物 気る 磁き E 11%

作成 16 文書 10 4 N ىل IJ 10 ルへの記録を出力す 7 族がフ 又はその家、 者又はそいらない。  $\mathcal{N}_{0}$ **m** ₩ を作成

[子計算和 理組織。 る電報を 廃틀 以中 用電 の使した。 事業者の で接続 問介護 信回線<sup>-</sup> 子防訪問電気通信 小藤-宮とを見 指定/ 算機。 が、は、大部分 心電 に掲げる方法は、利用申込者又はができるものでなければならない。項第一号の「電子情報処理組織」申込者又はその家族の使用に係る 前と 第利 はった 第刊 に 二用 **4** 27 12

はを き谷 るなどが以 ず及 と類 う種 より送 ·提供 约为汉 多級 項電 事る 要げ 重揭 67 項次 :介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一。め、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる;又は電磁的方法による承諾を得なければならない。:二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護: 指か文定じ書 Ś ک St Q

60 3 fo 田 が使 事業者 問介護事

文は該 ら叉当 か者 族込し 家申だ の用た そ利 . 又 は 当 数 れ な な た | 申込者又等は、当なけ、当なならない。 用とてり 談っての利とし限 業の方場者申法合 が開か護事業 けない旨の を電磁的法 諸をした場 前項の規定による承諾を得た指定介護予防電磁的方法により電磁的方法による提供を族に対し、第一項に規定する重要事項の提込者又はその家族が再び前項の規定による は家申  $\mathbf{o} \bowtie \in \mathbb{H}$ 

ではな 介護の提供を拒ん 定介護予防訪問 犻 田な (提供柜否の禁止) 第九条 指定介護予防訪問介護事業者(

当自獲か 域対が速 地に係る 施者に置 業用申要 i常の事業に、利用 に、利用 は該利用 が他の必要 通案当の f業所のji 等を勘多 i合は、ii ○歳の # 険いめを 強いた 学 問同認業 (サービス提供困難時の対応) 1十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指 :事業所が通常時に当該サービスを提供する地域 適切な指定介護予防訪問介護を提供することが - 防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予 :講じなければならない。 指域が予 十事適防講 第該ら予に

6 40 その者にかめる。 舞 なない。 心間 いた場で で対期 れず 200 めぼ でを未りて、一般を表して、一般をある。 供対 <u>の提</u> び要 護の及び 全無 ·防訪問 (定の有) 予認 護援 介支 定要 格 は資 引介護事業者() (、被保険者) **[数)** (子防訪問) によって、 (受給資格等の確認 第十一条 指定介護子 是示する被保険者証に りとする。 第提の

審よ 定る の認供する よ提 にを 第二項の規定( う防訪問介護を 箫予 三 条金の小 旧結 百て 第し 法慮 にに関い 証見 **岩**草 領会 保查 の新の新 は、前項(、当該認) 者はび、 業き 指定介護予防訪問介護事 会意見が記載されていると こ努めなければならない。 # 2 会に る意う

済を受けれてからなっている。 認請助 要大援に、中間を関する。 、悶心 川確う に深めなってかれる。 )提供の開始( こ) るかどうか 1請が行われる 5訪問介護の特別で行われて 2に行われてい 2かに当該申記 子の形式を発送する。 護請で 介申え 定の # |事業者は、打 、 要支援認う | 者の意思を関 (要支援認定の申請に係る援助) 第十二条 指定介護予防訪問介護事業 けていない利用申込者については、要 れていない場合は、当該利用申込者の なければならない。

3者に対し 3当該利用 3なければ 用もわ がくを判と行 )遅助 む。 が、 な雑 含請要 を申必 KE, 戸新ら 一更よ サのる る定れ す認さ 当援な 相支は に関い 海 ) # H 接と三き十 支るる 防めす 予點下 指定介護予防訪問介護事業者は、介護・行われていない等の場合であって必要と言いをけている要支援認定の有効期間が終-6ない。 2て者な

介定三いは る指策を又 係に令議ス にび着会ど **岩侧** の提供に当たっては、利用者簽等の事業の人員及び運営並多基準(平成十八年厚生労働号に規定するサービス担当者のる環境、他の保健医療サーバる環境、他の保健医療サー 護女すれての援る予い 指定介護予防訪問介護事業者は、指摘事業者が開催するサービス担当者会譲接等に係る介護予防のための効果的な下。指定介護予防支援等基準」というじ。)等を通じて、利用者の心身のガスの利用状況等の把握に努めなければ (心身の状況等の把握)第十三条 指定介護予防討[護予防支援事業者が開催する介護予防支援等に係る介護十七号。以下「指定介護予]。以下同じ。)等を通じて福祉サービスの利用状況等の 第護介十ら福

予防のなっ 護な 介せ っては、、 た努 当に に携 供する日接な連携 提密 49 C 達と 介布 問る 防制供する 予提 達を <u>₹</u> × 定区 **予防支援事業者等との連携)** 指定介護予防訪問介護事業者は、 その他保健医療サービス又は福祉サ (**分護分**) 第十四条 等事業者その 第接

の必然を表 そ及 は供 者又(の提( 用報 利情 、たは、、対する、対する、のない、 N しにな 供の終了に際し 防支援事業者に 努めなければな 護の提 介護予 連携に 介るな 問係接 防者の記念 予用と き者は、指定介護-ともに、当該利月 スを提供する者。 黒と ご 事~ 1 食予防訪問介護事 動切な指導を行う ゴス又は福祉サー 定介護している。サービン 活対廃 2族健

# 翭 るための 班丁 ビス費の支給を 历力 (介護予

家がな の田ら はのは日本は 申け提 開受りで 利をより 該供に限 1後に、当該による提供による提供 試験的方法に では、この時に た法電合 器を得了 一般的方法 事項を でた場合 承電要を 事業者は、当該海 要事項について で対し、当該重要 すび前項の承諾を 運動機関数が 貨予防訪問介記 : り第一項の重 : 女はその家庭 : はその家族が 護よ者又 に込者 定法申込 を電当該 (の) (世) (世) (は) (は) (に) (に) (に) (に) 項文とだ 前らたた γ  $\mathcal{C}$ 5族あ 書そ利

# 葉 譲 6

2

 $\Omega$ 介護の提供を拒ん 介護予防訪問 指 所  $\checkmark$ 由な な理 汌 띰 ť 神 貅 빠 |問介護| **止)** 予防訪  $\leftarrow$ 香意 **東** · 一般 紙

# ŧ

対る速 域に係を 地者ご置 施込者措 実申込な ) 事業の 、 利用 (利用申) (の必要) ・一 し該他 常案当の 通動、今年をは、 事業 護じめ者事。た等 个同認業 間下と事 な指定介護予防訪問5地域をいう。以下5地域をいう。以下1.5かるというをといるというではできませんが困難であるとい護予防訪問介護事 事業者は、当該井ごスを提供する地賃を提供することな他の指定介護 ービス提供困難時の対応) 条 指定介護予防訪問介護事業 事業所が通常時に当該サービス 適切な指定介護予防訪問介護を 防支援事業者への連絡、適当な 講じなければならない。 #十 (当数 (当数 (当数 (当数 (分類 (分数 (分数 (分数) (分数) (分数) (分数) (分数)

6 2 ぎる 榧 はを 合間 解解 た効 れず 200 め宝 长盤 を援 供式 ・護の提( 及び要) 全無 隻予防訪問/ き認定の有纬 護援 介支 定要 加 行、資格 **老** 業険 事民 躨被  $\leftarrow$ [数) (子防訪問) (アよって、 の介を護証 **結条**でかる 数。 数。 数。 **第十二%** の子子との

沠 Ħ HU  $\Delta$ いるない。 40 はい記載されて ななければなら 意努 会に 査う 海よ 定る に供える 証提 者を 険護 保介 被問 前項の複 資子防訪問 は、『小猫子』 者定 業指 # 金襴へ 問慮 |坊訪| ||に配| 予見 指定介護-:審查会意 刑 2窓

受わわ 定がをを行行 認請助 、認必 じ確う 際をよ にかる |子防訪問介護の提供の開始| |が既に行われているかどう7 |速やかに当該申請が行われ、 介申え護請で 定のま 指压路 業要の (要支援認定の申請に係る援助) 第十三条 指定介護予防訪問介護事業 けていない利用申込者については、要 れていない場合は、当該利用申込者の なければならない。

し用ば J用者に対し : も当該利 : わなけれい 対くを対し行 )遅助 さが、 なが、 後 含請要 スの、か申必 戸뺡ら 一更よ サのる る定れ 当接なす認さ 相支は に要に (いた)がはない。 はない はまれい 単い はまり 十日 単い はい 和十 援と三 後を必然と認る。 、必問 はて期 業る有がの数 事での |問介護| |20場合| |接認定0 至介護予防訪問 いていない等の けている要支払 指定分 行われて が受けて らない。 るて者な

**个型三下**1 係に令。社る指策以サ にび省う福 者並働いは に当たっては、 事業の人員及び (平成十八年) ・一ビス担当者会 事業者は、指定介護予防訪問介護の提 ビス担当者会議(指定介護予防支援等 ための効果的な支援の方法に関する基 等基準」という。)第三十条第九号の 身の状況、その置かれている環境、他 ければならない。 (心身の状況等の把握)
第十四条 指定介護予防訪問介護事業:護予防支援事業者が開催するサービスを,介護予防支援等に係る介護予防のための十七号。以下「指定介護予防支援等基づ、同じ。)等を通じて、利用者の心身のだスの利用状況等の把握に努めなけれる

防な アる は、介護がければない てな 68 た努 当り に携 供する 接な連打 提密 49 C 達と 介者 問る [子防訪| 提供す 達を 介ス 压定 猫 】 者は、福祉サ 業は **表**事文 |**業者等と** |子防訪問/ |医療サー| **予防支援** 指院 その他 第接

※ st 0 そ及 は失 又提 者の 用報 利情 イは、対対するに対するない。 しにな 雙の提供の終了に際し ト護予防支援事業者に 連携に努めなければな 介るな護介連 予用と 介該の護利者 指、新紙・紙を手 は、 なめか、 が が が 者とス 減って減 事 り 一 問導領 予防訪問切な指導ススは 護適ど 会とし 指対療定しサ に医 2族健

# めの搬 た 1 ± 民 ₩ 水 6 實 K Ľ 4 豆 严 灩 乞

f定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介-六号。以下「施行規則」という。) 第八十三条の九各号の・2 はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護・1届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受け・接事業者に関する情報を提供することその他の介護予防・行わなければならない。 第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十いずれにも該当しないときは、当該利用申込者予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対してることができる旨を説明すること、介護予防支が中ビス費の支給を受けるために必要な援助を指

# の 滞

デー号へ及 予防訪問 3行規則第八十三条の九第 該計画に沿った指定介護 海二 単一は、 ス場 質予防サービンされたいる場 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの |十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介 |こに規定する計画を含む。以下同じ。)が作 |護を提供しなければならない。

沠 ť ĮΠ 鄵 *1*0 「を希望すど こらない。 予防サービス計画の変更 な援助を行わなければな 護要 ||用者が介|| |-の他の必|| ₩ (小護予防サービス計画等の変更の援助) 第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、 該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡・

回訪問時及 校 書類を携行させ、 なければなられ 手し 意る 計す、 ℀ⅅ 分き 等に身の示すが、 貝提 間介護 におを抜 11111 はきばき を支 (身分を証する書類の携行) 第十八条 指定介護予防訪問介護事業 び利用者又はその家族から求められた。

3定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防 訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者 の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を (サービスの提供の記録) 第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護についてにたわって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

江北 - 具体的なサート 1適切な方法に3 供した。 、 京 中 十 には、 書の交 |子防訪問介護を提供した際| |中出があった場合には、文章 |ならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護 の内容等を記録するとともに、利用者からの 、その情報を利用者に対して提供しなければ **0** K 2

# 密 マー

間介護と認め 1しない指定介護予防訪問 3、費用の額その他必要と ?ならない。 受領サービスに該当し、 予防訪問介護の内容、 して交付しなければな %定代理學院介護学院介護学院の対策を表す。 (保険給付の請求のための証明書の交付) |二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、 係る利用料の支払を受けた場合は、提供した れる事項を記載したサービス提供証明書を利

# 寍 #

- おのい
- 要支援狀態 指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各よしてその旨を市町村に通知しなければならない。の利用に関する指示に従わないことにより、要支援、護状態になったと認められるとき。 を受け、又は受けようとしたとき。 (利用者に関する市町村への通知) 第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指 ずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付し、 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の 程度を増進させたと認められるとき又は要介護 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を近

# 盤 マロ

- 4 10 や対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できる 、等の勤務の体制を定めておかなければならない。 を見 利用一个議員 者は、訪問、 業に (勤務体制の確保等) |二十八条 指定介護予防訪問介護事 |、指定介護予防訪問介護事業所ごと 第う
- 当該指定介護予防訪問介護事 予防訪問介護事業所ごとに、当ま 介護を提供しなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護 所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問 2業

介の号出業け 第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が 護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号の いずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一・ ハ及びニの計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けけ ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事 者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるためて必要な援助を行わなれ ればならない。

紫芹 洲 ť ďΠ ている場 計画が作成され K لَدٌ ] (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サードのた指定介護予防計開介護を提供しなければならない。

Ŋ

国

√□ 鄵 10 店手 をらったな (小護予防サービス計画等の変更の援助) 第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更 該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければな

沠

及

|訪問時] 初回 から 類を携行さ なければな 上書 る草 計する ℀ⅅ 矢も (等に身) 員提 予護された 訪問、 はき をが (身分を証する書類の携行) 第十九条 指定介護予防訪問介護事業 び利用者又はその家族から求められた、

防者を 公職子屋の利用を の利用を ス計画を (サービスの提供の記録) 第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定/ 訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定によ に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービ 記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

万 元 、体的なサー 到な方法! 具遍 提供したJ で付その他ji には、提信 :書の交付が 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際にの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文章、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 OK  $\sim$ 

# 密 ₽

護め 个器 問心 ≦介護予防訪問 〔その他必要 3 受領サービスに該当しない指定/ 予防訪問介護の内容、費用の額/ して交付しなければならない。 %定代理%に定分離。 法指用 (保険給付の請求のための証明書の交付) 二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、 係る利用料の支払を受けた場合は、提供した れる事項を記載したサービス提供証明書を利 第にら

# 中器

- 卓 谷 が次の (利用者に関する市町村への通知) 第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次のずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - 支援状]

# とと

- とな 切な指定介護予防訪問介護を提供するこ 員等の勤務の体制を定めておかなければ い対し適切 計開介護員 神 利用者:とに、 (勤務体制の確保等) 第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、 ができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ご らない。
  - 当該指定介護予防訪問介護事 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならな る 業

なけ  $_{\sim}$ 確保 W 41 の研修の機 P B 上のた の向 質 資 6 卡 訪問介護 3 指定介護予防訪問介護事業者は、 ればならない。

# (衛生管理等)

瞅 苅 F IJ 影 び健康状 皮 の保持 襚 の清 ψ 介護 二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、 理を行わなければならない。

生的な 簲 Ý 5 M 糠 пΞ が備 及 業所の設備 防訪問介護事 指定介護 指定介護予防訪問介護事業者は、 理に努めなければならない。 第音の管

十六条メク海 لدُّ | 1 紙〕 にだ、 業所の見やすい場所 その他の利用申込者( |介護事] |の体制 が訪問 の勤務( ない 子等ら |定介護| |介護員会 |九茂な! (掲示) 第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指 に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問 択に資すると認められる重要事項を掲示しなけ

艸 利用 4 ৽ 2 上知 の業務 \$ 由がな 黑 ť 業 (秘密保持等) 第三十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従 はその家族の秘密を漏らしてはならない。

な に た な 無無 正参 ,鮰 者が、な指語な指 た要 グ対 £ , 3 者よ s所の従業者 とがない。 継り # 10 護ら 問介記を編 子 い 秘密 護族 个张 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定 由がなく、その業務上知り得た利用者又はその ければならない。

台等 場り 17.83 17.27 用書 報を一番を入れ |入情かに 盾ら 6 48 ~ \* 用答 判意 〕。 詳において、 貧該家族のF 11: 14: 議は ⟨N ⟨□ 当る 帯で 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サー利用者の同意を、利用者の家族の個人情報おかなければならない。

はて

Ŋ <Π 驰  $\mathcal{N}_0$ fo ₩  $\mathbb{H}$ 14 ういて Ń 業所( # 介護 予防訪問 ない 3定介護-はなら7 指て (広告) 第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者はいては、その内容が虚偽又は誇大なものであ

# の禁止)

しば 校で だし 有录 用供 利を 、相 し煮 対対する 岩産 tその従業i -の他の財産 · スは、 語 名 者金 継 **事**と 文を接続した。 子防对对 金が (介護予防支援事業者に対する利益供与の類 |三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、特定の事業者によるサービスを利用させるこうない。 第でな

# (苦情処理)

びその家、要な措置、 権を必必 电钟 利る 10 to 係置 に関 護を ⟨□ 問窓 子防制 <u></u>介護− ける₁ 定付 指げ た受  $\neg \%$ 供情 提ぎ 第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 講じなければならない。

しなけ を記録[ ₩ の内容 当該苦情 を受け付けた場合には、 壍 前項の苦 2 指定介護予防訪問介護事業者は、 ればならない。

1定により、<br/>くは照会<br/>は大けません<br/>は<br/>く<br/>は<br/>く<br/>は<br/>の<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>と<br/>は<br/>と<br/>と<br/>は<br/>と<br/>は<br/>と<br/>と<br/>り<br/>に<br/>と<br/>り<br/>に<br/>と<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>い<br/>り<br/>に<br/>り<br/>に<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<br/>い<br/>り<b 去第二十三条の規定 員からの質問若しく 市町村から指導 ばならない。 獲予防訪問介護に関し、法第二 求め又は当該市町村の職員から 調査に協力するとともに、市町 必要な改善を行わなければなら t指定介護子 大器示の水を tが行う調査 でって必要 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村 を受けた場合においては、当該指導又は助言に

を市町村( 絘 善の内容 前項の改 には、  $\triangleleft \Box$ た場  $\mathcal{C}$ の状めが 2

国ると し定る言ですとに 関拠すば 苦玉に導傷項別と の第渣指 用四三は 襲に係る利序 -二号)第12 :第一項第三 がにおいてな 隻予防訪問介護に =法律第百九十二 =第百七十六条第 言を受けた場合に r指定介護 コニ十三年終 が行う法 な行う法 算又は助言者 4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から。報告しなければならない。 5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指別民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)がもに、国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)がもた、国民健康保険団体連合会から同号の指導又はたって必要な改善を行わなければならない。

前項の改 ばに  $\widetilde{\triangleleft}$ 鄵 た の求めがあっ 合会から を 単った ひがい | | | | | 账 6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなけ

氓 锤 B の研修の機 ψ B 上のた の向 阿 等の資 介護 噩 討 ť 艸 継 |介護事 噩 防訪 定介護- $\Omega$ <u>1</u>□ Xx  $\omega \not\simeq$ 

HU P Ž رلہ IJ 10 送な 2 B 活な に健やかな生活:含めなければな 、その家族が共に 〔をその内容に 及び事項 者る 用す 、に削削削 お守り、 fの尊厳ないで でを存む 者及 、利用記 の擁護 に体人 前項の研修に、利用者のノ 4 4

峨 困 苅 及 の保持、 襚 の清 糠 介護 訪問 ť 神 継 ሑ 介護 子防訪問、 らない。 (**衛生管理等) 第三十条** 指定介護子 里を行わなければなら 第理

锤 いつい 糠 及び備品 業所の設備 防訪問介護事 指定介護予 者は、 継 |介護事業 |らない。 指定介護予防訪問 に努めなければな 型 O ∰in

# 怅 聖

七資 十に十二 第二選択 6 所ど )見やすい場所 1込者のサー [ **€** # 寶事業所 |の利用<sup>|</sup> が開か護∃ |その他0 子防訪! の体制と 引定介護<sup>-</sup> :の勤務の ない 指等ら 雙事業者は、1訪問介護員等なければなり 攤 介要示 養予防訪問〉 う規程の概要 等事項を掲え 護る要 介す重 定関る -**米** 指 に 事 は あ ら か ら か | | | | | | | 三のる 十重シ 第条卡

种 Щ 平 命 2 上知 嵡 の業 Y がな 田 |な理| 沠 띰 ť 种 事業所の従業 ・防訪問介護事業 いしてはならない。  $\Omega$ か職を (秘密保持等) 第三十二条 指定/ はその家族の秘密を 策は

な猫にな 土 離 正を ,鮰 者がな描述 た要 ング ₩ でら 者よ fの従業者 がない。 所の名となっています。 :護事業) |ひかい。 介漏 訪問、密を込 予防の秘 護族 発売である。 当該指別 ,神 業者は、 |介護事| |知り得| 2 指定介護予防訪問介 由がなく、その業務上知ければならない。

はて 合傳 影り  $\kappa$ S 12 甲丰 冬文 報め 情じ で個人であるから 艸 Щ *1*H 利意 詳において、利 試家家族の同点 議等(けい) 会合 、担当者( 11、2場( ス用 江 答 一點 ~単一 :業者は、 :族の個人 |介護事業 |者の家技 3 指定介護予防訪問介利用者の同意を、利用者おかなければならない。

N <Π 业 10 fo *1*H  $\exists \!\!\!\!/ \square$ 14 ういん Ĺ 業所( # 介護 防訪問 予及ない | | 定介護 | はなら 指て Ç はあって 者で 事業もの。 作大なな ·防訪問(ススは誇) 予慈 **条** 指定介護子 その内容が虚( **他** Ⅲ (広告 第二十三 いては、

# の禁 乞

しは 対で にし 有录 用供 刺を に発 に 対 下 の 利 者産 業財 tその従う でもの見まり 又は、日本の 者金 隻予防支援事業4 )対償として、4 今職~ **を供与の禁** は業者は、 コなせるじ **猫** 事 田 **5 防支援事業者に対する そ** 指定介護予防訪問介 事業者によるサービスを **小脳・** (1十四条 (1位の事) 三等ら 第てな

族を

家多 の置 びそな描 及要 者が 电等 利る 10 to 調に係り 製置、 護を 隻予防訪問介記 ための窓口を 指定介護 け付ける た受  $\neg$   $\ll$ 供情 誤苦 者は、どん、 業た 事る 分職が行った。 防訪問が切に対応 介護予 おおった。おおりに出来が (**苦情処理)** 第三十五条 指点 からの苦情に迅速 じなければならな

なけ 記錄 の内容等を 当該苦情 には、 を受け付けた場合 前項の苦情 介護事業者は、 指定介護予防訪問 るれ

り会言 よ照助 にはは 定く又 規し導 周し、法第二十三条の携 せの職員からの質問若し ともに、市町村から指導 2 が間介護に関し、法第二 は当該市町村の職員から 為力するとともに、市町 枚善を行わなければなら |功訪問介護事業者は、提供した指定介護予防討| |書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は这 |用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協っ |おいては、当該指導又は助言に従って必要な改言 ればならない。 **3** 指定介護予防訪問介 市町村が行う文書その他 に応じ、及び利用者から を受けた場合においては

M 市町村 W 善の内容 前項の改 には、  $\sqrt{\square}$ った場合 の状めがあ 市町村から 者は、 継 に介護予防訪問介護事 なければならない。  $\exists \Box$ 4 報

国康国要 し に (第) 関国。 5 と従 l用者から 第四十五条 引査に協力 を指導又は関 3定介護予防訪問 1十三年法律第E 3百七十六条第一 2受けた場合には 指三第を t、提供した計 t険法 (昭和三 ) が行う法 計算又は助言者 定介護予防訪問介護事業者は、特保険団体連合会(国民健康保険資体連合会をいう。以下同じ。)対保険団体連合会から同号の指導ごを行わなければならない。 健険健改 ら民保民

业 前項の改 には、  $\widetilde{\mathbb{Q}}$ 邺 からの求めがあった 41  $\langle \Box$ 民健康保険団体連合 しなければならない 围护 者は、 会に報 業合 事連 |介護||田体道 ·護予防訪問/ |民健康保険[ 介国 定を 新術 K **©**  $\in$ 

自定介護予防 きその他の市 指辦 た事  $\gamma$ 新作 提を に当たっては、が相談及び援助 河地 の運ぐする。 to 者は、その事業*0* 打町村等が派遣す ればならない。 引介護事業者に に関して市町 努めなけれた (地域との連携) 第三十四条の二 指定介護予防 訪問介護に関する利用者からの 町村が実施する事業に協力する

抜と 事ら り行 よ 答 の提供に。 等に連絡な 別介護( 事業者€ a定介護予防訪問 o介護予防支援事 指る る孫 対する J用者に対 1該利用利 第三十五条 に 発生した場合は、市町や、ニ がなならない。 もに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故のればならない。 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなげ (事故発生時の対応) 三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、 注した場合は、市町村、当該利用者の家族、 に、必要な措置を講じなければならない。

なけ 記録 にしいて 胆 紀 ったっ な数と 際  $\frac{1}{2}$ 故の状況及び事故

償すべき 盤  $\sim$ 4 IJ 定介護予防訪問介護の提供。 らない。 者は、利用者に対する指 速やかに行わなければな

蚺

Ę. رک Ŋ 100 分す  $|\times|$ 事業所ごとに経理を[ しなければならない。 隻予防訪問/ ミの会計をD 3定介護-1の事業( 指色 はそ 子子 辦盂 (会計の区分) 三十六条 指定介護予防訪問介護事: 、指定介護予防訪問介護の事業の会 第に三、

# ト

# 介護予防訪問入浴介護 計画

# 基本方針 || || || || 胀

引入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介において、自立した日常生活を営むことがで 同者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回、ものでなければならない。 問定利 今限に関うためた。 十大条 指定介護予防サービスに該当するという。)の事業は、その利用者が可能なよう、居宅における入浴の支援を行うこと・図り、もって利用者の生活機能の維持又は 第護き復四「るを

# 基 16 に関す 人員 三郎

泚

# (従業員の員数)

6者」とい でくべき指 1訪問入浴 事業(1) P防訪問入浴介護事 という。) ごとに でにおいて「介護子 <u></u> 小護予暦 業所」 関まで 定事五 f (以下「指2 i間入浴介護引 の節から第3 <u>よ</u>行う者 養予防計 (以下、 第四十七条 指定介護予防訪問入浴介護の事う。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業が強従業者」という。)の員数は次のとおり

 $\vec{\sim}$ いろ 2  ${\rm Im}($ 職 難 一 看護師又は准看護師(以下この章におい

は、常勤でなければならない。 護事業者(指定居宅サービス等基準第四十五条第 に。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 ビス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介 て一体的に運営されている場合については、指定 でする人員に関する基準を満たすことをもって、前 

業所ごとに専らその職務 谷介護事業所の管理上支 は同一敷地内にある他の 事人と対が、 護問 月入浴介言 子防訪問 従事し、 防訪問に に介護 職務に犯 (管理者) 「四十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予 に発する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指 近がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の 注案所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第に障事

# 基 に関する 設備 三 紙

# 画の

問村 旨定介護予防訪問 きその他の市町材 指業 た事 提供し、1を行う 、由 っては、び接近 つ及 に当たっが相談 洲神 この事業の運営 Sが派遣する者 隻事業者は、その 引して市町村等か かなければなられ 作に 発関 めん E介護予防訪問分 引者からの苦情は E協力するよう多 (**地域との以第二十六条** サ 第二十六条 サ 介護に関する系 が実施する事業

がと

がと 故と 事る よる。 きの提供に。 等に連絡を 機 護者 **仁**業 指定介護予防訪問 る介護予防支援事 る孫 本が一番に 利用者に対当該利用を 予防訪問介護事業者は、 は、当該利用者の家族、 ごなければならない。 (事故発生時の対応) 三十七条 指定介護予防訪問介護 生した場合は、市町村、当該利用 に、必要な措置を講じなければな 第発も

記録 について 鮰 区 ったっ رک 7 ر に霧 前項の事故の状況及び事故 介護事業者は、 指定介護予防訪問 ばならない。 るれ

HU Ź 電子 船 5 4 間介護の提供に a定介護予防訪問 さらない。 業者は、利用者に対する指定を を速やかに行わなければな 事價 介護 害賠( <u> 全分護予防訪問分かる。</u> 大場合は、損害 指定/発生しず თ %

# 区分(

100 |X|る理を
ない。
ない。 経ら いたに き事業所ごと しなけれる 隻予防訪問介護事 きの会計を区分 [ 海 集 定の は、指がかの色色 子子 業盂 事会 予護が 賃予防訪問/ ]介護の事勢 護問 介討 **/条** 指定/ 至介護予防調 (**小計の**2 1十八条 指定分離 **₩** 臫 第に

J)

# 密 ₽ V

# 灩 問入浴介 历制 Ϊij

# 基本方針 絙

紙

で回 問入浴介でしたがらました。 護子防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪!りその居宅において、自立した日常生活を営すよって、利用者の身体の清潔の保持、心身機自上を目指すものでなければならない。 四十人条 指定介護予防サービスに該当する介言」という。)の事業は、その利用者が可能な限らるよう、居宅における入浴の支援を行うことに、を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向」 第護き復四「るを

# 6 皿 絙 Ш

# の員

い指答 とき入 一~三 引入浴介護事業者」 い、) ごとに置くべいて「介護予防訪問 5訪問入: :いう。) :おいて 防訪 とい におい 自定介護予修 算事業所」 3五節までは 「四十九条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指 。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護 『介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第三護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (従業員の 1十九条 紙 う定介

解浴厄≪瓶 条入下等を 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上
 介護職員 一以上
 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準第四十五3一項の指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入済護の事業と指定訪問入浴介護をいう。以下で。)の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第四十四条の指定訪問入浴介護をいう。以で。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等例第四十九条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準をたしているものとみなすことができる。

に障事 務支の 職上包 の理る (事業所ごと)(引入浴介護事)(対公司一数ま) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問 合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 設等の職務に従事することができるものとする。 (**皓 祖 者**) 第五十条 指 従事する消費 がない場合は 業所、施設等

# 基準 6 鸮 焐 Ш 紙

ゴナる専用の なければな 有え を備 M W 运锋 な品 必要で補い 以及 :うため( :の設備] 行雜 を情 5業の運営な で要な浴料 事に 指定介護予防訪問入浴介護事業所には ほか、指定介護予防訪問入浴介護の提 **1 第四十九条** 区画を設ける らない。

護場も 定いと介るを きけ、かつ、指別 りに運営されてv 3準を満たすこと 文体の一般的で a定を併せったいて一位において一位に関する ↑護事業者の指定を 同一の事業所におい 買に規定する設備に ことができる。 入浴介記でが同一の第一項におります。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事については、指定居宅サービス等基準第四十七て、前項に規定する基準を満たしているものと

# に関する基準 軍(三) 第四節

間入浴る分強 多分譲 サウ鎖 · 功 デ 系 ・ バ ス ・ バ ス ・ に ス 定人子〉 介浴 防 ごスに該当する指点 9定介護予防訪問入 こ支払われる介護予 法定代理受領サービン )一部として、当該指定 5間入浴介護事業者に支 訪問 ;6 (利用料等の受領) 5五十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は護を提供した際には、その利用者から利用料 でサービス費用基準額から当該指定介護予防・防サービス費用基準額から当該指定介護予防・控除して得た額の支払を受けるものとする。 介予を

予防訪問入裕介護 に係る介護予防 14年受領サービスに該当しない指定介護1月料の額と、指定介護予防訪問入浴介護14上ないようにしなければならない。 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法、提供した際にその利用者から支払を受けるデービス費用基準額との間に、不合理な差額 るをサ

丽紀! 域以外の地域の 指定介護予防訪問入裕介護事業者は、前二: 払を利用者から受けることができる。 - 利用者の選定により通常の事業の実施地 行う場合のそれに要する交通費

用の額の

る費/

号に掲げ

次の各一

る額のほか、

項の支払を受け

თ ∤⋉

において指定介護予防訪問入裕介護

| 作|

イは、ご 活っ、利利利利 汌 い提供に当 知を行い、 (スの) (説明) 槽水等に係る費用 1の費用の額に係るサービ の内容及び費用について 

W 2

あ意

護の提供を行っているときに 又はあらかじめ当該指定介護 置を講じなければならない。 獲予防訪問入浴介記 やかに主治の医師Σ すう等の必要な措置 定介護う、速やか絡を行う 、然 指は運 に合の 盟影 (緊急時等の対応) 第五十一条 介護予防訪問入浴介護従業者は、 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な 予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関

0 者を 業里 r の で で で 護事業所の1 Bその他の |子防訪問入浴介護| の実施状況の把握-(小護 業務) 定 は、指がる調整、 理心 fの 部 込み (管理者の責務) 第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所 管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申 元的に行うものとする。

IJ N 予防訪問入浴介護事業所の従業者 する。 達と 流分割のも 結で 該行 多宗 华 は命 隻事業所の管理者り うため必要な指揮の 指定介護予防訪問入浴介護 及び次節の規定を遵守させる 2節

次に掲げ Ę رلـ ĵ. J 記介護予防訪問入浴介護事業所 おかなければならない。 潜じ  $\mathcal{L}$ は、定め、 (運営規程) 第五十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者 事業の運営についての重要事項に関する規程を

事業の目的及び運営の方針

用の額 の他の費 巻を  $\blacksquare$ 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利 通常の事業の実施地域

| 二三四五六七八

一ビスの利用に当たっての留意事項 サービスの利用に当たっての・ 緊急時等における対応方法 その他運営に関する重要事項

# (記録の整備)

のな ゴナる専用 なければれ 有え を備 WW W 広等 な品 で必要に必備に に及 め備 :行うた! **|等の設**( 事業の運営を4 に必要な浴槽等 Fには、 gの提信 \$介護事業所 5問入裕介護0 ·防訪問入裕 :介護予防訪[ 予定 護指 指定介はなが、  $\mathcal{N}_0$ 条け 誤 **第1十** 区国内中心ない。

予合前 難場 2、指定分割におけている。 おんころも :け、かつ、 1に運営され 5たすことを 中へ例 一年的 半年を満れ 3定を併せ おいて で はの 基準 ↑護事業者の指点 列→の事業所にお 買に規定する設備 ごきる。 介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問、 浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業 は、指定居宅サービス等条例第五十一条 する基準を満たしているものとみなすこ。 2 指定介護子 防訪問入浴介護 については、排 頃に規定する基 予合っ

# の基準 阿剛 第四節

入介の 問る實 成に、後に、アストン (利用料等の受領) |五十二条 指定介護予防訪問入裕介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予| |介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入裕介護| |予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入裕介護事業者に支払われる介護予防サー| |を控除して得た額の支払を受けるものとする。 第浴護額

、浴介護 簑予防 子防訪問入終 に係る介護<sup>-</sup> 定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護ス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 が 単 一 ボルブ るをサ

用の額の支払 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支 者から受けることができる。 ・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介 う場合のそれに要する交通費 Щ  $\omega \equiv$ 

| 作||

じな Br 2 あ意 匝 ば<u>。</u> て者 つ用 当が利利 いた は いを に い、 t用 えタサービスの またついて説明 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費| |定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係る |用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用にならない。 指型 **4** ⊗ かじ 得な

に譲 き介 (緊急時等の対応) 第五十三条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているとき利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介予防討問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

0 者を 業理 き事業所の( その他の 予防訪問入浴介護の実施状況の把握 定 指數 び、いい。 単に系 (管理者の責務) ;五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管3 :理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに的に行うものとする。 **雅 活 五 五 五** 

IJ N 予防訪問入浴介護事業所の従業者 する。 達と <u>作</u>の 定も 指で 該行 多票 **√**₽ は命 を 弾 管理:な指 の要 严必 業め 事た 護る 入浴小調中かれた 指定介護予防訪問 び次節の規定を遵 X 2節

# 豐 Ħ

10

0

ريد 者は、指定介護予防訪問入浴介 めておかなければならない。 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費) 通常の事業の実施地域 指定介護予防訪問入浴介護事業 に係る重要事項に関する規程を定 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 (**運営規程)** [十五条 指 きの運営に係 业 第事

用の額

次に掲げ

ź

ĵJ

護事業所

に当た、 | 二三四五六七八

意事項 の題 る対応方法 ر ا サ緊そ

# の整備 (記錄)

記録を整備 點 **1** 及び会計 ᄪ 靊 設備 従業者、 ť 事業 **五十四条** 指定介護予防訪問入裕介護! おかなければならない。

**₹**0 予防訪問入浴介護の提供に関する 指定介護予防訪問入% しなければならない。 省に対する指定プ 「年間保存しない 現定する提供した F る 市町村への選 て規定する苦情の て規定する苦情の 押11

等の記 の内容 K لدٌ した具体的なサー への通知に係る記録 - 次条において準用する第二 次条において準用する第二 次条において準用する第三 次条において準用する第四 次条において準用する第四 次条において準用する第での記録 

につい 鮰 以 った 깛 7 に霧 の記録 及び事故 ψ の内容 事故の状況

、び第二十八条から第三十六条までの規 け合において、これらの規定中「訪問介 ・び第三十条中「第二十六条」とあるの ・「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽 - 三条及; この場合: 1人条及(1) 1人条及(1) 1人のは 等。 こる こ。 発を 、 、用し等第イグー 条準者品る (準用) 第五十五条 第八条から第十九条まで、第二十一定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について護員等」とあるのは「介護予防訪問人浴介護事等は「第五十三条」と、第二十九条中「設備及びでの他の設備及び備品等」と読み替えるものとす 事がと

# 6 に関す の方法 大援( 介護予防のための効果的な 第五節

画 定 誤 16 嘶 Ш 6 N 7 4  $\kappa$ に資す 予防 用者の介護 **(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針) 五十六条** 指定介護予防訪問入浴介護は、利用 行われなければならない。

を行 죔 が過ぎ 入浴介護の質 る指定介護予防訪問 の提供す 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自 常にその改善を図らなければならない。

るで ができってもの。 利用者が的とすが , 🖽 りを たと 三三 にる の提供に支援する ゼ介護予防訪問入浴介護の を営むことができるよう支 うなければならない。 定をら 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指 近護状態とならないで自立した日常生活: とを常に意識してサービスの提供に当た。 要い るい。多りると、

限あ

、うないの。 4 K るど 机] とができ 切なサー するにいる不適 电等 活る 大展活 最阻 能力を開設した。 すする - の有-が有-当者がそ 利用者: は、、されている。 指定介護予防訪問入浴介護事業者( 法によるサービスの提供に努めるこ を行わないよう配慮しなければなら

# (扱方針)

に規 雙予防訪問入裕 次に掲げるとこ **(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱⊅ |五十七条** 介護予防訪問入浴介護従業者の行る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針

衶 報伝達やサ 環境等利用 谷介護の方針は、第四十六条にところによるものとする。 は歯科医師からの情報伝達やサその置かれている環境等利用 )医師又は歯科B Yの状況、その間 すう指定介護予防制 十に基づき、次に推 とっては、主治の医 い、利用者の心身の っては、利用者・サークの。

JI C

0 はそ  $\bowtie$ 利用者 ю́ °° かん 寧に行うことを旨と うに説明を行うもの た、総切丁望っやすいよう イは、解れる つ理

適切な介護技術を  $\angle$ に対応 \* 介護技術の進 んばし  $\mathcal{C}$ 

**₩** 

っ体認とてのめが ・護職員一人及び介護職員一人をも、任者とする。ただし、利用者の身、等に支障を生ずるおそれがないと。職員に代えて介護職員を充てるこ -回の訪問につき、看護 ጷサービスの提供の責任 )利用者の身体の状況等 を確認した上で、看護職 

品の記 は は よるの他の用品に 器具 器、 設備、循、 いる調かる に用いて無い ス提供に依何を サービ |者の身( 、用る てに利力 つ特使 当しのた、を 3介護の提供に当 器の保持に留意し さに消毒したもの 隻予防訪問入裕分 :安全及び清潔の -ビス提供ごとは 体にす 指には **H** 使用でいいい

# る基 p 黑 ボスに 基準該当介護予防サー 第六節

を整備 10 靈 び会計に 及 備品 設備 従業者 五十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 おかなければならない。 第~

阦 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関するダ含記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
・ 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録・ 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録・ 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録・ 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録・ 次条において準用する第三十五条第二項の規定による書情の内容等の記録・ 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置/  $\mathcal{L}$ 2掲

次次の条条記には縁

(準用)

# 規介 問条介 十八次 及び第二十九条から第三十八条ま場合において、これらの規定中「第一項及び第三十一条中「第二十等」とあるのは「介護予防訪問入等」とあるのは「介護予防訪問入 第二十四条及びが する。この場合に 、第九条第一1 第及び備品等」。 のとする。 第五十七条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、とあるのは「第五十五条」と、第三十条第二項中「設備」に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるもの

# 介護予防のための効果的な支援の方法の基 第五節

W 槧 Ш 6 P  $\sqrt{2}$ 4 10 は、利用者の介護予防に資す **(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針) :五十八条** 指定介護予防訪問入浴介護は、利用: :行われなければならない。 紙

の評価を行い、 の質 その提供する指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 その改善を図らなければならない。 O N

るで tu 6 K D \$ 10° 用と 纪 , 🖽 りを に当たっている。 供す 介護子防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提、 状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援<sup>・</sup> 常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 を を は と を が が が  $\omega > \omega$ 

な提 Y5 6 4 K るど 110 ] とがでは切なサ r限活用するこ。 言する等の不適せ 大害 最阻 力力を必る 都都 fがその有する創 J用者が有する創 者利 難し 指定介護予防訪問入裕介護事業者は、 法によるサービスの提供に努めることとし を行わないよう配慮しなければならない。 **4** 方供

第四十八条(でする) 第令

田氏 |報伝達やサ-|境等利用者の :指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針) [十九条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第匹 )基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす 事本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす - 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情養 - 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情養

又はその 切な介護技術を 利用者 ک كل كنّ ک を行るを行う。 7. 对对[ 「寧に行うこ。 うに説明を1 米 介護技術の進 定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁: 'し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよ とばて

澚

¥

一人及び介護職員一人をもってすること。ただし、利用者の身に支障を生ずるおそれがないと 員に代えて介護職員を充てるこ 員と等職 回の訪問につき、看護職員 サービスの提供の責任者と より利用者の身体の状況等 見を確認した上で、看護職 第五十九条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指抗する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づる基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づれます。
一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たってにおけると、
一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たってに様に対し、サービスの提供方法等について、理解してサービスの提供方法等について、理解してサービスの提供を行うこと。
四 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たってはてサービスの提供を行うこと。
四 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たってはてからあのとし、これらの者のうち一人を当該サーヒ体の状況が安定していること等から、入浴により利認められる場合においては、主治の医師の意見を確とができる。

0 品之 田品 は その他の用。 器具 ては、サービス提供に用いる設備、† に利用者の身体に接触する設備、器,用すること。 当たっ、特に、体にのを使用のを使用 間入浴介護の提供に当た び清潔の保持に留意し、 供ごとに消毒したものを き子防訪問7 で安全及び清 でス提供で 浄し 7+ 涭 燚 **五** 指定 使用に際 いては、

4 10 #1 p Ŕ رکہ IJ 10 用す を活 座 聖 民 利用者が成年後 í 乜 Ŋ 必要( t 种 計 J入浴介護」 いらない。 (介護予防訪問) (しなければなら 指院配馬

# の基 ば ス 当介護予防サ 摋 基 第六節

心に相当するサービス には当介護予防訪問入浴 明入浴介護事業所」とい 下この節において「介護 (はいれ) 「基準] | 防訪問/ 以下予着 浴を当る 間行準当す入う該たる 防業「供り訪を基にと 今 (以事) (以事) (以事) (以事) (の記) い事人は -ビスに該当 3介護」とv 5業を行う 5子防訪問フリの員数は 当介護予防サーF 黄予防訪問入裕分 )が、当該事業 う 基準該当介護引 と表達を表している。) (従業者の員数) 第五十八条 基準該当介 (以下「基準該当介護予 介護事業者」という。) う。) ごとに置くべき基 予防訪問入浴介護従業者 介う予

五回す 第りた 準よ満 基にを 等老準 ス業基 ど事る 16 fo 宅同にサー関 流形で、人間人 指とるる。 |人裕介護 (計。) の事業 5 |項に規定する |エとができる な当訪問入浴 (下同じ。) (は、同項(は、)の方は、) かなすこと 3介護の事業と基準該当 3人浴介護をいう。以下 1ている場合については 2満たしているものとみ 大浴に記れる。また、おおいまなが、まなが、一部をが、まなが、一種を必ず 問当宮基 一 看護職員 一以上一 介護職員 一以上基準該当介護予防訪問第一項に規定する基準該当業所において一体的に運営もって、前項に規定する基 2第業も

ごとに専ら は業所の管 1一敷地内 り無回 ※今所譲り :介護事 | 間入裕/ | 事し、 フ が 子防訪問 発に従事 が一部での一般を表現し、 か に に は は が の か っ か る 当基業と で響かる 基だ介る 5ない。たけ 5訪問入浴 5 とができる 种 业 事ら防こ P防訪問入浴介護事:置かなければなら 2基準該当介護予以 3職務に従事するこ 子を該の 護者当等 (管理者) 第五十九条 基準該当介護 その職務に従事する管理者 理上支障がない場合は、当 こある他の事業所、施設等 第そ理に

 $\mathcal{N}$ 設ける ない。 20 の区画したばな 立ななけばけば なえ 要 徧 必を に挙 多品 rゥた で備 行及 を備 きの運営: 1等の設( 業情 :は、事 :要な浴札 アポ 所に 等) 当介護予防訪問介護事業 予防訪問入浴介護の提供( (**設備及**( 第六十条 为、基準該

: り同一の (に規定す とができ に一ずる軍と 「業者に 条第一1 みなす、 単七か 1 14 2 隻の事業とが同-- ビス等基準第3 - ボたしている 介ナ準 浴宅基 入居る 問定す 訪指定 :準該当 いては、打 1項に規) 業と基づいて、 事合の場合の 護るを 浴されたいがった。 八営す 問運た r 護予防訪問 て一体的に適 る基準を満れ : 雑数当介 において に関する に関する 基所備 業設 る事るる

は、 ないら第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十二条、第二十八条ま 及び第六項を除く。)及び第三十四条の二から第三十六条ま が第五十五条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予 の場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるの 表及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条に 「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第 ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二 が指定介護予防計門介護について法第五十三条第 ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二 が指定介護予防計門介護とあるのは「基準該当介護予防計 とあるのは「基準該当介護予防計間入浴介護 員中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介 同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と記み替える。い 六及びの条「けい」項、条び第場及内を指と中同 <u>十項及こ八中受な等ごと大及びの条「けい」項、</u> (準用) 第大十条 第八条から第十四条まで、第十7条から第三十三条まで、第三十四条(第五項) 条から第三十三条まで、第三十四条(第五項) で並びに第一節、第四節(第五十条第一項及び 防訪問入浴介護の事業について準用する。この は「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八/ おいて準用する第五十三条」と、第十九条中 回項の規定により利用者に代わって支払を受い 一一条中「法定代理受領サービスに該当しない 間介護」と、第二十九条中「設備及受備品等」 その他の設備及び備品等」と、第五十条第二 養」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、 ものとする。

当するサービス (以 襲予防訪問入裕介護 襲事業所」とい り節において「介護 なこれに相当っ と雑該当介護 5間入浴介護 6 (以下この負 護下予從 問う該にど 3 :スに該当す 割 という。 :行う事業別 (子) の員数に F防サービン 引入浴介護」 1該事業を行 き該当介護 という。) 予問当準 (徒業者の員数) 第六十条 基準該当介護予下「基準該当介護予下「基準該当介護予防計問事業者」という。)が、当う。)ごとに置くべき基準予防計問予防制 事ら予

# 職職当準にす員員介該運ご 看介準の体満調護談基的た | | |

# 三 一以上三 一以上一談子<

条おの

玉に貝 十 所 人

玉業る

基一期の。

等同にき

ビェーがスり項で

一種の事業と基準該当をいう。以下同じ。)らいついては、指定居員に対応する基準を満負に規定する基準を満

事して事るよう

**2**第い基 一 で 準

条事を ナーと

同条の

策事

ら管内 専の地 に所敷 学業 り無回 業介ス所護に いか護事 1問入裕 1事し、フ 大浴がのおまれている。 問予務 子 い い い い が が 他 の 職 る | 大字 | 本字 | かって | かって | かっちゅう 当基業と 護予防訪問入浴介護事業者は、基者を置かなければならない。 ただ当該基準該当介護予防訪問入浴介等の職務が分等の職務に従事することができる 護者当等 (**管理者)** 第六十一条 基準該当 その職務に従事する管理上支障がない場合は にある他の事業所、施

# **帯及び備品等)** 二条 基準該当介護子 甚準該当介護予防訪問 調け、

 $\widetilde{\mathbb{R}}$ 

説ける。ない。 定 同規る りにき B 12 な広さの区画されたければない よじず一点を 者第と 業条と なえ 要備 と な 条 の あ も の と 。 必多 多品 (の事業・ビス等) バンの。 がが、一番が、一番が、一番が、一種が、一種が、一種が、一種が、一種が、一種が、 行及 徐 神 ー ー ー を備 :の運営 : |等の設値 添仇箍 入居を 、事業( な浴槽等 問定準 訪指基 当、る と基準該当のいては、では、では、ではまする に対 所に |の事業 | 場合に、 | 前項( 引介護事 護の提( 公職のいたの場である。 隻予防訪問/ 5間入浴介記 浴さも 八営を 問連と 訪だと 本名の (当介護) (いて一を (準を満れ (権数) (こなり) (つ基) 基所備 業設 る事る

に挙

は要

業供

用三第

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

# 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定居宅サービス等条例」という。)及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」(以下「指定介護予防サービス等条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

# 1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

# 2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

# 第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条) 指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。 ア 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院 をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。) 又は薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬 局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- 居宅療養管理指導
- 介護予防居宅療養管理指導
- イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス
  - 訪問看護
  - ·介護予防訪問看護
  - 訪問リハビリテーション
  - ・介護予防訪問リハビリテーション
  - 通所リハビリテーション
  - ・介護予防通所リハビリテーション
  - 短期入所療養介護
  - 介護予防短期入所療養介護

# 第二 介護サービス

# 1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する

等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13) ④、(23) ②及び(25) の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

·······················(中略) \*\*\*\*\*\*

# 2 訪問入浴介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第五十三条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第五十四条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第五十八条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

# (4) 準用

(指定居宅サービス等条例第五十九条) 準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

# (5) 基準該当訪問入浴介護

(指定居宅サービス等条例第六十三条)

準用の規定により、(1) から (3) まで並びに1 の (1) 及び (4) を参照すること。

# 第三 介護予防サービス

# 1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1 (2) ③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家

族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

**~~~~~~** (中略) **~~~~~~** 

# 2 介護予防訪問入浴介護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第五十六条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第五十八条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第五十九条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。

(4) 準用

(指定介護予防サービス等条例第五十七条) 準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

(5) 基準該当介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防サービス等条例第六十三条)

準用の規定により、(1) から (3) まで並びに1 の (1) 及び (2) を参照すること。

**>>>>>>** (後略) **>>>>>>>>** 

# 平成24年度 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

(平成25年1月版)

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

事業所番号: 33				
事業所名:				
<u>点検年月日:平成</u>	年	月	日(	)
<u>点検担当者:</u>				

	確	認	事	項		適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
第1 基本	方針						       	【赤P61、P984】
【訪問入浴介護】 * 訪問入浴介護 おいても、その 能力に応じ自立 る入浴の援助を 身機能の維持等 るか。	利用者がで した日常生 行うこと <i>に</i>	可能な限り 生活を営む こよって、	りその居 ひことが 利用者	宅において できるよう の身体の清	、その有する 、居宅におけ 潔の保持、心	適	否	・運営規程
【介護予防訪問入 * 介護予防訪問 な限りその居宅 う、居宅におけ 清潔の保持、心 の維持又は向上 いるか。	入浴介護 において、 る入浴の 身機能の約	自立した 支援を行 推持回復る	た日常生 うことに を図り、	活を営むこ よって、利 もって利用	とができるよ 用者の身体の 者の生活機能	適	否	・運営規程
* 運営規程、パン 規則等に反した		•		こ説明するこ	文書は、法令、	適	否	・パンフレット等
第2人員	に関	する	基準			1	r · ! !	【赤P61~、P984~】
	本 注 者 の う き で り 事 業 が 常 で り 事 業 が で り り り り り り り り で り り だ り で り り だ り た り た り た り た り た り た り た り た り	2以上が 51人以 ビスを提供 者によっ 勤専従で 支えない。	か。 上は常勤 供 <i>し、な</i> て当該事 ない場合 (岡山り	お、人員に 業所に併設 合に限る。) 県の取り扱い	される <u>事業所</u> に従事した勤		否否否 否	・労働者名簿 ・雇用契約書等 ・資格証、職員履歴書 ・出勤簿(タイムカード) ・勤務表 ・健康保険・雇用保険 資格取得事業者控え ・就業規則
	上支障がた。 に表する。 にあする。 を かに行える。 例 で理者と が で で で で の で の で の の の の の の の の の の の	ない場合( の事業所、 <i>兼務する。</i> が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	は、 ①入い では では では では では では では では では では	は②との兼介護従業者の職務 該事業所の (専従) (専従)		適	否	・組織図 ・職員名簿、勤務表 ・出勤簿 (タイムカード) ・健康保険、雇用保険 資格取得事業者控え ・就業規則 【赤 P 24・(3)常勤】 【赤 P 24・(4) 専ら】
第3 設備	に関	する	基準			1	       	【赤 P 63、 P 985】
(1) 専用の(若し ・以下の適切な ①事務室(他 ②利用申込の ③浴槽等の備	スペース <i>ス</i> の事業と  受付・相談	が確保され 司一の事 淡等に対し	れている <u></u> 務室であ むするの	か。 っても可) に適切なス	<i>又は区画</i> ペース	適適	否 否	<ul><li>・平面図</li></ul>
<ul><li>浴槽等の設備。</li><li>①浴槽(身体</li><li>②車両(浴槽</li></ul>	の不自由さ	な者が入れ	浴するの	に適したも	<i>の</i> )	適	否	・設備、備品台帳
<ul><li>手指を洗浄す ①浴槽等の消 ②手指洗浄設 ③消毒液</li></ul>	毒設備	<b>没備等感</b> 。	染症予防	に必要な設	<b>仕備があるか。</b>	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
第4 運営に関する基準		 	【赤 P 63~、P 985~】
		;   !	
1 内容及び手続の説明及び同意」 (1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適	否	・重要事項説明書 ・同意に関する書類
<u>・ 当該同意は書面によって確認されているか。</u>	適	否一	・利用申込書
・ 重要事項を記した文書はわかりやすく、不適切な事項や記載漏れ はないか。	適	否	・運営規程 ・勤務表
パないが。   ※重要事項最低必要項目		 	* 勤伤衣
①運営規程の概要		! ! !	
②従業者の勤務体制		 	
③事故発生時の対応		 	
④苦情処理の体制【関連27(1)】		 	
2 提供拒否の禁止		     	
* 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	適	否	
※正当な理由の例			
①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。		 	
②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。		1 	
③適切な訪問入浴介護を提供することが困難である。 * 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していない	谪	否	
* 安川護及下別待の多券を座出にするころの旋供を担告していない。 か。	逈		
~ °		'   	
3 サービス提供困難時の対応		 	
* 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介を行っ	適	否	
ているか。		!   	
(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によっ	適	否	・利用者に関する記録
て確認しているか。		! ! ! !	(フェイスシート等)
①被保険者資格		1 1 1	
②要介護認定等の有無		 	
③要介護認定等の有効期間 ・ 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。	適	否	
(サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)	逈		
(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサ	適	否	
ービスを提供するよう努めているか。			
 5 要介護認定等の申請に係る援助		   	
(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行	適	否	
っているか。	A12	ı	
※必要な援助=既に申請が行われているかどうか確認し、申請を		 	
していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、		; i i i	
申請を促すこと。		 	
[居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合]	\ <del>4</del>	  -  - <del>   </del> -	
(2) 更新の申請は、 <i>有効期間の終了する60日前から、</i> 遅くとも30 日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	適	否	
н пистала Симы в フ心女でルロして返りで刊っているが。		I I ┗	
6 心身の状況等の把握		,   	
* サービス担当者会議等 (本人や家族との面談) を通じて、利用者	適	否	・サービス担当者会議
の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況		1 	の要点の記録
の把握に努めているか。		I I I	

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
7 居宅介護支援事業者等との連携 (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。	適	否	・情報提供の記録
(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。	適	否	・指導の記録
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助  [法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合]  * 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。  ※受けるための要件  ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼する  ことをあらかじめ市町村に届け出て、 ②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。	適	否	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 * 居宅サービス計画に沿った訪問入浴介護を提供しているか。	適	否	・居宅サービス計画
10 居宅サービス計画等の変更の援助 〔居宅サービス計画の変更を希望する場合〕 * 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 * 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範 囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行ってい るか。	適適	否否	
11 身分を証明する書類の携行 * 身分を明らかにする書類 (証書や名札等)を携行しているか。 ・ 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名は記載されているか。 (従業者の職能の記載、写真の貼付もあることが望ましい。) ・ 初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは これを提示する旨従業者に指導しているか。	適適適	否 否 否	<ul><li>業務マニュアル</li><li>研修マニュアル</li></ul>
12 サービス提供の記録 (1) 提供日、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 (2) 利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法 により、その情報を利用者に提供しているか。	適適	否 否	・訪問入浴介護記録・サービス提供票
<ul> <li>13 利用料等の受領</li> <li>〔法定代理受領サービスに該当する場合〕</li> <li>(1) 1割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕</li> <li>(2) 1 0割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</li> </ul>	適適適	否 否	・領収証控 ・介護給付費請求書 及び明細書
[その他の費用の支払を受けている場合] (3) 下記の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合の交通費 ②利用者の選定により提供される特別な浴槽水等にかかる費用	適	否	【赤 P 69・3、②】 ・運営規程 ・領収証控 ・利用者に関する記録
↓【次ページに続く】↓		 	↓【次ページに続く】↓

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
(4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。	適	否	【赤 P 70・4、④】 ・同意に関する記録 介護保険社 8 41 ②
(5) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。 (6) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象 外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載 しているか。	適適	否 否	介護保険法 § 41® 施行規則 § 65
* 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 (上記 (3) ①②については課税となる)	適	否	
14 保険給付のための証明書の交付 〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕 * サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付 しているか。	適	否	
15 訪問入浴介護の基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者 の状態に応じて、適切に行われているか。	適	否	・利用者に関する記録 (アセスメント)
(2) 提供する訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図って	適	否	・評価を実施した記録
いるか。 ・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。	適	. 否	
・ 必要に応じサービス提供の方法の修正を行うなど、改善を図っているか。	適	: 否	
・ <u>自ら行う評価に限らず、外部の者による評価(利用者アンケート</u> 等を含む)など、多様な評価方法を用いること。→H25.4から適用	適	否	
16 訪問入浴介護の具体的取扱方針 (1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及 びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供し	適	否	・利用者に関する記録 (アセスメント)
ているか。 ・ 訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清しき」 又は「部分浴」を実施しているか。	適	否	・訪問入浴介護記録
(2) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等 (入浴方法等 の内容、作業手順、入浴後の留意点等) について理解しやすいよう に説明を行っているか。	適	否	・重要事項説明書・パンフレット等
(3) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。 ・ 常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。	適適	否 否	・研修参加状況等がわかる書類
(4) 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者として	適	否	・訪問入浴介護記録 ・業務日誌
いるか。 ・ 介護予防サービスの場合には、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としているか。	適	否	
・ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。	適	否	・主治医の意見を確認した記録

(5) 身体に接触する設備、器具類は、サービスの提供ごとに消毒した	
ものを使用しているか。 ・ <i>浴槽など身体に直に接触する設備・器具類は、利用者ごとに消毒</i>	アル
した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。 適 否 ・定期消毒の ・ 皮膚に直に接するタオル等は、利用者ごとに取り替えるか、個人	記録
専用のものにしているか。	
+分になされているか。       適	アル
(6) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者の対し、適正な 契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場 合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者 又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を 活用することができるように支援に努めているか。 →H25.4から適用	
17 利用者に関する市町村への通知         * 訪問入浴を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、 意見を付してその旨を市町村に通知しているか。       適         ①正当な理由なしに訪問入浴の利用に関する指示に従わないこと により、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。       知に係る記 知に係る記 とした。	
(1) 利用者に病状の急変が生じた場合等に、速やかに主治医又は協力	
19 管理者の責務 (1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施 適	
状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指 適 否	
揮命令を行っているか。 	
20 運営規程   * 運営規程に次の①~⑧が記載されているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ・ 介護予防サービスを実施している場合は、介護予防サービス	
* 運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。 適 否 ・重要事項説	明書

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
21 勤務体制の確保等 (1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めて	適	否	・就業規則
いるか。(勤務計画が作成されているか。) ・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内	適	否	・雇用契約書 ・勤務計画
容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。 (2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。	適	否	•勤務表
(3) 従業員の資質の向上のため、( <i>事業所内</i> )研修等を実施しているか。 <i>研修機関が実施する各種研修への参加の機会を確保しているか</i> 。	適	否	・訪問入浴介護記録 ・研修計画
(4) (3)の研修には高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止 法」の趣旨及び内容を踏まえた内容を含めること。 →H25.4から適用	適	否	<ul><li>研修会資料</li></ul>
22 衛生管理等 (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、管理を行っているか。	適	香	<ul><li>・健康診断の記録</li></ul>
・感染を予防するための備品等を備えているか。 (使い捨て手袋、手指洗浄設備等)	適	否	<ul><li>・衛生マニュアル</li><li>・支出関係証拠書類</li></ul>
(2) 浴槽、その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)	適	否	
23 掲示	\- <del>\-</del>		
<ul><li>* 重要事項を見やすい場所に掲示しているか。</li><li>* 掲示事項はすべて掲示されているか。</li></ul>	適適	否	・重要事項説明書
①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制	適適	否	
③苦情に対する措置の概要 ④利用料及びその他費用の額	適適	否	
* 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている 内容が一致しているか。	~_	否	・運営規程
24 秘密保持等 (1)業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措	適	否	<ul><li>就業規則(服務)</li></ul>
置を講じているか。 ・ 利用者の個人記録の保管方法は適切か。	適	否	・個人情報の保管場所
	適		
(2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。 (例えば、従業者の雇用時等に取決めなどの措置を行っているか。)	\t-a	否	・従業者の雇用時等の 取り決め
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適	否	・個人情報の同意書 (利用者、家族)
25 広告	· <del>*</del>	<u></u>	・広告 ・ぶとフレー!
* 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。 * 広告の内容が、事業所の概要や運営規程と異なる点はないか。	適 適	否 否	・パンフレット・ポスター
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 * 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上 の利益を供与していないか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
27 苦情処理			
(1) 苦情を受け付けるための窓口があるか。	適	否	・苦情を処理するため
・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等が定められているか。	適	否	に講ずる措置の概要
・ 苦情に対する措置の概要について重要事項説明書に記載するとと	適	否	・重要事項説明書
もに事業所に掲示しているか。 ・ 利用申込者又はその家族に適切に説明しているか。	` <del>*</del>	<b>示</b>	• 掲示
・利用中込有又はての家族に適切に説明しているか。	適	否	
(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。	適	否	• 苦情記録
・ 苦情に対して速やかに対応しているか。	適	否	
・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行	適	否	
っているか。 (3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な	適	否	
(3) 川崎州が11 万崎重に協力し、指導文は助言を受けた場合に必要な 改善を行っているか。	逈		
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に			
報告しているか。	適	否	
(5) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な			
改善を行っているか。	適	否	
(6) 国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を国保連に 報告しているか。	適	! ! 否	
		¦ ⊔ 	
28 地域との連携		 	
(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び	適	否	
援助を行う事業(介護相談員派遣事業)を積極的に受け入れる等、			
市町村との密接な連携に努めているか。 (2)市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を	適	否	
得て行う事業にも協力するよう努めているか。	<u>e</u>		
	. – – – –	 !	
29 事故発生時の対応 日常へ滞さばま業を除ったしてまれ	\- <del>\</del>	<del></del>	<b>生物 任</b> 州國
(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡 体制が整えられているか。	適	否	<ul><li>・連絡体制図</li><li>・フェイスシート</li></ul>
・ 事故発生時の対応方法が定められているか。	適	否	
・ 損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償資力を有するか。)	適	否	<ul><li>対応マニュアル</li></ul>
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	適	否	• 保険証書
・ 県の指針に基づき、市町村に加え県(所管県民局)へ報告してい	適	否	・事故記録
るか。 ・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じてい	適	否	
るか。	ᄤ		
(3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適	否	
	      	 !	
30 会計の区分   (1) 事業所ごとの経理を区分しているか。	適	否	• 会計関係書類
(1) 事業所ことの経理を区分しているか。 (訪問入浴事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。)	乢	白	五川
31 記録の整備	\		
(1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を根拠法令(労働法令、	適	否	グ光 <b>本</b> に胆-ナッキャニ
税法、会社法等)等に基づき整備しているか。 (2) 利用者に対する訪問入浴介護の提供に関する次の記録を整備し、		 	・従業者に関する書類 ・設備、備品台帳
その完結の日から5年間保存(H25.4から適用)しているか。	適	否	<ul><li>・会計関係書類</li></ul>
①提供した具体的なサービスの内容等の記録	適	否	• 実施記録
②市町村への通知に係る記録	適	否	• 苦情記録
③苦情の内容等の記録	適	否	・事故記録
④事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	適	否	

# 訪問入浴介護

確 認 事 項	適	否	根拠【『介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
第5 変更の届出等		 	介護保険法第75条 同法施行規則第131条
* 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。 ・ 事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 ・ 管理者は届け出ている者と一致しているか。 ・ 運営規程は届け出ているものと一致しているか。 ・ 変更の届出は変更後10日以内に行っているか。	適適適適	否 否 否	・届出書類の控 ・平面図 ・従業者の勤務一覧表 ・運営規程
第6 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項 (1) 所定単位数(割引の届出があればその額)により算定されているか。	適	否	・介護給付費請求書 及び明細書
(2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。(事業所所在地が岡山市内=6級地、1単位=10.21円)	適	否	【青 P 154】
(3) 1 円未満の端数を切り捨てているか。 * [基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]	適	否	

# 平成24年度 自己点検シート

(介護報酬編)

訪問入浴介護•介護予防訪問入浴介護

事業所番号: 33事業所名:点検年月日: 平成 年 月 日点検担当者:

# 102 訪問入浴介護費 · 402介護予防訪問入浴介護費

介護報酬の解釈の真	介護予防			青P959注1	青P959[注1]	\		青P959注2	青P959[注2]	青P960注3	青P961[注3]	青P960注4 青P961[注4]	 
小護報酬6	介護	青P206注1	青P207[注1]			青P206注2	青P207[注2]			青P206注3	青P207[注3]	青P206注4 青P207[注4]	青P163周1
日本年 ほうやび	(年)	出勤簿、勤務表、資格証	実施記録	出勤簿、勤務表、資格証		確認の記録(規定はなし)	サービス提供票	きはなし)			サービス提供票		
田井谷井	<b>从</b> 相	満たす		□ ¦満たす	·		□   満たす		描たす	₩.	□ 描たす	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	
면무숙구	<b>从中</b> 身	看護職員1人、介護職員2人で訪問(介護)	施	看護職員1人、介護職員1人で訪問	入浴の実施	引体の状況等に支障か		らの医師の意見の確認	草记				滅算対象は、事業所と同一の建物に居住する利用者の「
모 삭 +	-	訪問入浴介護費   (A#)	(刀張)	制制入浴介護費	(5) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	介護職員3人の訪問	(3)(3)	介護職員2人の訪問	(5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	清拭、部分浴		事業所と同一建物に 居住する利用者への 訪問入浴介護費減算 (共通)	
;; 4 3 0	届出状况												

介護報酬の解釈の頁 小舗 予 は 一 小舗 予 は	F24告120 5  青P96	<u> </u>	青P209第2 同左 の3(5)	Eī	 緑P680 平24告97・七 十二	1 <del></del>	青P208注7 青P960注7 青P209第2 青P961第2				;	青P210二   青P962三 青P2114~ 青P9634~ ⑥ ⑥	綠P15 Q11
確認書類						基本情報	運営規程		研修計画書(事業計画書)	会議記録	健診受診記録等	職員合帳 (履歴書) 資格証等	割合についての毎月の記録
点検結果			あり	-				なし	ው	  定期的に実施 	全員に実施	いずれか満たす	祖 祖
			<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>
	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	厚生労働大臣が定? 所在	利用者への説明、同意	1月当たりの延訪問回数が20回以下		厚生労働大臣が定める中山間地域等の地 居住	通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	交通費の支払い	1 研修計画の作成、実施		業主の費用負担	を除く    を除く    の数が3割以上   実務者研修修   なる割合が	5 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。
点検項目	特別地域加算(共通)	中山間地域等における 小規模事業所加算 (共通)			介護予防	中山間地域等に居住する者へのサービス提供   加賀(井通)			サービス提供体制強化 加算(共通)				
届出状況							_	_					

↑護報酬の解釈の頁 <b>小護 小護予防</b>	青P208注8		青P210ハ(1) 青P964ハ(1) 青P211第2 青P964第2 の3(8) の3(8)	青P1163~老発0316第2号 青P1179~P1184 Q&A				
確認書類	サービス提供票		処遇改善加算計画書、 処遇改善加算届出書、 キャリアパス要件届出書、 その他添付書類					
点検結果	ロ ローなし	 つな	満たす					
点検事項	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改 を作成し、全ての介護職員に周知し、県に届け出	(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処 遇改善に関する実績を報告すること。	算定日が属する月の前12月間において、労働 1者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全復保険法その他の労働に関する法令に違反し、刑に処せられていないこと。	(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
<sub>届出状况</sub> 点検項目	/ サービス種類相互の算 / 定関係(介護) /	/ サービス種類相互の算 / 定関係(介護予防) /	処遇改善加算(I)					

介護報酬の解釈の頁 諸 介護予防				(2)  青P964ハ(2)	3) 青P964水(3)
小護				青P210v(2)	青P210ハ(3)
確認書類					
点検結果	(一)(二)のいずれかに適合				-         満たす
点検事項	(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の 要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている こと。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知していること。	(一)次に掲げる要件の主でに適合すること a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してい ること。 b alcついて、全ての介護職員に周知していること。	0月から(2)の届出の日 ト護職員の処遇改善のに 。)及び当該介護職員の ト護職員に周知している	イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、 イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。	イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること
点検項目	処遇改善加算( I )			処遇改善加算(工)	処遇改善加算(皿)
届出状況					